

### 地球温暖化対策 ～化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換～

#### 総合評価

##### 《環境と人・地域社会》

こども「エコ活。」大作戦!やヨコハマ・エコ・スクール(YES)の取組では、地球環境を学ぶとともに、市民や企業、団体など多くの主体が関わることで、環境活動のネットワークが展開するとともに、環境活動を通じて人と地域社会の関わりを深めました。

##### 《環境と経済》

横浜スマートシティプロジェクトの全市への拡大展開や、住宅用太陽光発電及び電気自動車への補助では、再生可能エネルギー等の普及を進めるだけでなく、経済的支援やスマートシティに関するビジネスマッチングの機会を創出することで、市内経済の活性化につなげました。

##### 《環境とまちづくり》

横浜グリーンバレーでのEVシェアリング事業が、集合住宅や商店街で新たに展開されるとともに、超小型モビリティの実証実験では、低炭素型交通のまちづくりに向けた仕組みづくりが進みました。

##### 《今後の取組予定》

平成25年度も引き続き、再生可能エネルギー等の普及を目指し、様々な支援や仕組みづくりを進めていきます。また、地球環境の学びの場を通じて、“横浜エコライフスタイル”の定着を後押ししていきます。

#### 2025（平成37）年度までの環境目標

- 市民・事業者・行政が一体となって、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入など、市民が快適に低炭素型の生活ができる都市環境整備が進み、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

#### (達成状況の目安となる環境の状況)

##### 【温室効果ガス排出量】

- ・2020年度までに1990年度比で25%削減
  - ・2050年度までに1990年度比で80%削減
- ※「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の削減目標（現在、目標を再検討中）

#### 2013（平成25）年度までの取組方針

- ・2010～2013年は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、「基盤・構想整備期」と位置づけています。
- ・「基盤・構想整備期」は、取組の展開に必要な制度や仕組みの整備、市民・事業者への普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始に重点を置きます。
- ・また、中期4か年計画「環境最先端都市戦略」の先導的プロジェクトとして、「横浜スマートシティプロジェクト」「横浜グリーンバレー構想」を強力に推進します。
- ・環境管理計画では、主な施策を取り上げていますが、温室効果ガス排出量削減につながる、より具体的な施策は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において展開していきます。

#### 分野別計画の紹介

##### 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市民・事業者・市役所等の各主体が、多角的な視点から地球温暖化対策の推進を図るための計画。温室効果ガス排出削減量の中長期目標を平成2（1990）年度比で掲げており、中期目標（平成32（2020）年度）は25%、長期目標（平成62（2050）年度）は80%減です。家庭、業務、産業、運輸など部門別の対策に取り組むとともに、これらの部門を横断する分野として重要な役割を果たすと考えられる再生可能エネルギーの普及などにも取り組みます。現計画の目標は、国の目標に準じて定めています。今後国は目標をゼロベースで見直すこととしており、本市も計画の改定を行っています。

## 現状とデータ

### (1) 温室効果ガス排出量の推移

横浜市内の平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量確定値(電力のCO<sub>2</sub>排出係数に、京都メカニズムクレジット等の量を反映させない「実排出係数」を用いて算定)は、CO<sub>2</sub>換算で1,929万t-CO<sub>2</sub>(全国の約1.5%に相当)で、京都議定書の規定による基準年(1990年度)比で14%増加しました。また、平成23(2011)年度の速報値は、2,003万t-CO<sub>2</sub>で、2010年度比では3.8%、基準年比では19%増加しています。

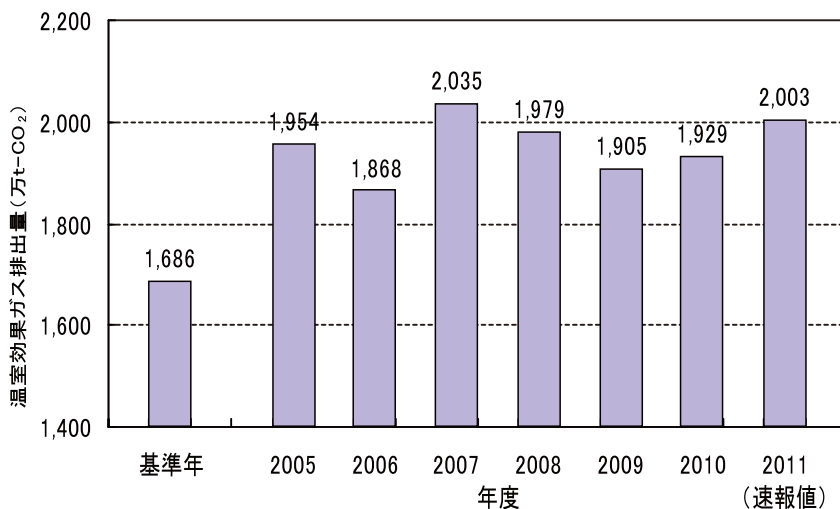


図3 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

### (2) 横浜市と全国の二酸化炭素排出構成

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出構成を全国と比べると、産業部門の占める割合が低く、家庭部門、エネルギー転換部門の割合が高くなっています(図4)。

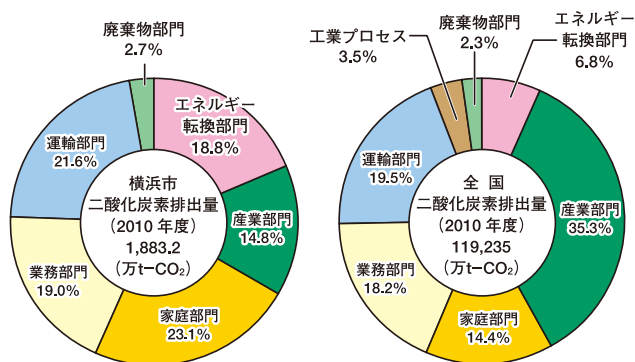


図4 横浜市及び全国のCO<sub>2</sub>排出量と部門別の構成比較

## 2012(平成24)年度の主な取組実績と今後の取組予定

### (1) 横浜スマートシティプロジェクトの推進

横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)とは、横浜市が民間企業と共同で、低炭素都市の構築をめざして、スマートグリッド(次世代電力網)関連技術等を実証するプロジェクトです。個々の建物やエリア全体のエネルギーマネジメント等により、CO<sub>2</sub>削減を図ると同時に、技術革新による地域経済の活性化も進めます。平成23年6月に、YSCP推進協議会を設立し、プロジェクト間の情報共有・連携が促進される体制を構築しました。

横浜スマートシティプロジェクトの取組として、横

浜グリーンパワー(YGP)モデル事業を実施しています。

横浜グリーンパワー(YGP)モデル事業とは、スマートグリッドの重要な構成要素となる太陽光発電システム及びHEMS(Home Energy Management System:一般家庭向けエネルギー管理システム)の導入を促進し、YSCPの実証を行うモデル事業です。

平成24年度は、YGP事業の補助対象エリアを全市へ拡大展開しました。また、創エネ・蓄エネなど多様なニーズに応えるため、燃料電池や蓄電池を補助対象に追加し、HEMSを1,267件補助

しました。また、CEMS (Community Energy Management System) と HEMS、BEMS (Building Energy Management System) 等を連系し、システムの試運用を開始しました。

平成25年度も引き続き、HEMSの普及に取り組み、横浜市全域で大規模実証実験を展開していきます。

主な取組 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度末 (目標)
スマート ハウス整備数	562件/年	1,267件/年	3,000件 (累計)

## (2) 横浜グリーンバレーの推進

横浜グリーンバレーとは、金沢区をモデル地区として、「環境」を切り口とした、エネルギー施策の展開、産業の育成、環境啓発拠点の創出に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進める構想です。本構想で実践した取組を全市的に展開することで、横浜市が日本の低炭素型環境モデル都市として世界に発信できる最先端エリアとする「横浜グリーンバレー」の構築を目指します。

平成24年度は、海洋資源を用いた温暖化対策、電気自動車の利活用、環境に関するイベントの実施、公共施設低炭素化技術集中モデル事業等を進めました。

### ア 電気自動車の利活用

過年度に引き続き、金沢区臨海部産業団地の企業4社・3団体でEVシェアリングを実施しました。

今後は、企業主体により事業を継続していきます。また、産業団地がモデルとなり、企業を主体とした元町商店街でのEVシェアリングが開始されました。併せて、新たに神奈川区と金沢区の集合住宅でEVシェアリングが開始され、非常時・災害時にEVを電源として活用できるシステムも導入されました。

### イ 環境に関するイベント・講座の開催

平成24年8月に、横浜・八景島シーパラダイスで小中学生を対象にした「グリーンキッズ2012・夏」を開催し、東京湾の生き物観察ツアーを通じて環境啓発を実施しました。



「グリーンキッズ2012・夏」

### ウ 公共施設の低炭素技術集中導入

金沢区総合庁舎など5か所の公共施設において、電力使用量を計測し、その結果から直近の電力デマンドを予測し、規定値を超える前に警報メールを発信するシステムを活用しました。この結果、平成22年度比25.4%の電力デマンド削減の効果がありません。さらに、導入可能な対策や効果を考察し、既存施設におけるZEB (net Zero Energy Building: 年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物) 化を検討しました。

今後は、施設の運営管理者により、事業が継続される予定です。

◆「海洋資源を用いた温暖化対策」は、P26-27に掲載しています。

## (3) 再生可能エネルギーの普及拡大

### ア 住宅用太陽光発電設備等の普及促進

「横浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲げる温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて、家庭における温室効果ガスの排出削減を図る、太陽光・太陽熱利用システムの普及促進を目的に、自宅にシステムを設置する市民の方に対して補助金を交付しています。

平成24年度は、住宅用太陽光発電システム3,672件、太陽熱利用システム53件に対して補助を実施しました。

平成25年度は、住宅用太陽光発電システム2,000件、太陽熱利用システム100件に対する補助を予定しています。



主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度末 (目標)
住宅用太陽光発電設備等設置費補助	3,368件/年 (太陽光発電) 58件/年 (太陽熱利用)	3,672件/年 (太陽光発電) 53件/年 (太陽熱利用)	4,400件 (累計)

## イ 下水道事業での取組

下水道事業に伴い排出される温室効果ガスは、市役所総排出量に占める割合も大きくなっています。このため、省エネの推進や、下水汚泥資源の有効活用などにより率先して地球温暖化対策に取り組んでいます。

### (ア) 消化ガスの活用

昨年度に引き続き、市内の汚泥資源化センターにおいて、下水汚泥処理の消化工程で発生した消化ガスを発電や焼却炉の燃料として100%有効利用しました。

消化ガス発生量の季節変動に応じた焼却炉や消化ガス発電機の運転が課題です。今後も引き続き、発生した消化ガスを100%有効利用していきます。

### (イ) 汚泥燃料化の推進

本事業では、南部汚泥資源化センターの汚泥焼却炉の更新にあたり、下水道資源の有効活用と地球温暖化対策を進めるため処理プロセスを焼却から燃料化に転換し、下水汚泥の燃料化施設を整備します。本施設は、下水処理の過程で発生する汚泥を原料にして、化石燃料の代替となるバイオ由来の燃料化物を製造する施設です。焼却処理から燃料化物の製造にシステムを転換することにより、汚泥活用の多様化や汚泥処理の過程で発生する温室効果ガスを大幅に削減できます。

なお、事業は民間の技術的能力や資金を活用できるPFI方式を導入し、選定事業者が施設の整備、維持管理及び運営を行います。

平成24年7月に事業契約を締結し、平成25年3月までに、汚泥燃料化設備の詳細設計業務と既設焼却炉の一部の解体撤去を行いました。

### (ウ) 太陽光発電の導入

北部下水道センターでは、施設の屋上を利用した250kWの太陽光発電設備を導入します。

平成24年度は、太陽光発電設備の設置工事を発注・契約しました。平成25年度末に工事を完了する予定です。

### ウ 使用済食用油のバイオディーゼル燃料の活用

市内15区の市立小学校の給食から出る使用済食用油を回収し、障害のある方が利用する市内6か所の福祉施設に設置した精製装置により、バイオディーゼル燃料(BDF)に精製します。

平成24年度は約172kLのBDFを精製し、水再生センターや市営バスで燃料として活用しました。

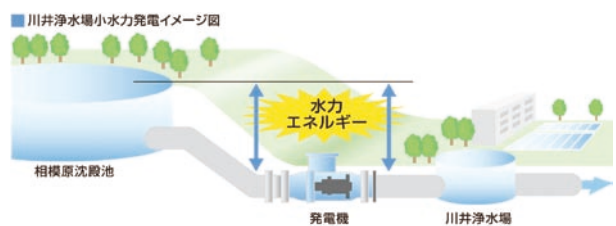
### エ 小水力発電等再生可能エネルギーの推進

水道管内を流れる水の力を利用した小水力発電設備の設置を推進しています。(平成18年度：港北配水池、平成22年度：川井浄水場、平成23年度：青山水源事務所)

これらの施設で、年間約300万kWhの発電量を見込んでおり、これは、一般家庭926軒が一年間に使用する電力量に相当します。

平成24年度は、今後予定している小水力発電設備の設置場所等について、委託調査による検討を行いました。また、小雀浄水場(戸塚区)において、太陽光発電設備装置の設置が可能な、ろ過池の覆蓋設置工事を実施しました。

平成25年度は、平成26年度に峰配水池(磯子区)及び恩田配水池(青葉区)への設置を予定している小水力発電設備の機器製作を行います。今後、平成24年度に設置した小雀浄水場のろ過池覆蓋施設上部へ太陽光発電設備を設置していきます。



◆「生ごみの資源化(バイオガス化)」はP62に掲載しています。

#### (4) 電気自動車（EV）の普及拡大

横浜市では、走行中のCO<sub>2</sub>排出削減や大気汚染防止に大きく寄与する電気自動車（EV）の普及を促進するため、車両購入費用の一部を補助しています。また、EVの走行しやすい環境づくりのため、インフラとしての充電設備の設置を進めています。充電は基本的に、各家庭や事業所で行うものですが、走行中の電池残量の不安解消のためには街中に多くの充電設備を設置することが重要です。

平成24年度は、EV及びPHV407台、倍速充電スタンド11基、急速充電スタンド3基に対して補助を実施しました。また、公共施設への率先導入として、公用車にEV7台、区役所などの一般駐車場に倍速充電スタンド7基を導入しました。

平成25年度は、EV及びPHV300台、充電設備（倍速・急速）17基に対して補助を実施する予定です。また、公共施設へEV6台、充電スタンド1基を導入する予定です。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
電気自動車 市内登録台数	374台/年 (本市補助台数)	414台/年 (本市補助台数) 1,705台 (市内登録台数)	1,300台
充電設備の 設置基数	50基/年	21基/年	650基

#### (5) 低炭素型交通の推進

##### ア ヨコハマ モビリティ “プロジェクト ZERO” の推進

横浜市と日産自動車（株）は、低炭素都市を目指した次世代交通の実現に向けて、電気自動車の普及をはじめとする総合的な自動車交通施策に関する5か年間（平成21～25年度）のプロジェクトを協働して進めています。温室効果ガス全排出量の約20%を占める運輸部門について、市民の皆様、企業の皆様、その他関係する皆様に参加していただき、取組を展開しています。

##### (ア) 2人乗り超小型モビリティの活用実験

平成24年11月から平成25年1月にかけて、横浜都心エリアにおいて、超小型モビリティの活用実験を実施、また、平成24年7月から平成25年3月にかけて、2人乗り超小型モビ

リティの新たな活用方法として、栄区等において防犯ボランティア組織による青色防犯パトロールを開始しました。平成24年10月から11月にかけては、金沢区等の医療機関・訪問看護ステーションにおいて、訪問診療・看護における車両の有用性を試験的に実証しました。

今後も2人乗り超小型モビリティを活用した新たな取組を検討していきます。

##### (イ) EVシェアリングの取組

平成24年12月から平成25年2月にかけて、ベンチャー企業等によるEVシェアリング実験を実施しました。また、商業施設等によるEV利用による来場者への優遇策を行うEVパートナーを募集しました。

#### イ 港湾活動に伴うCO<sub>2</sub>排出削減

港湾活動に伴うCO<sub>2</sub>排出削減を目指し、国際コンテナ戦略港湾を踏まえた環境負荷削減策を検討・推進しています。「ゆっくり走ろう!横浜港」の取組として、港湾運送、倉庫、海上コンテナ運送を行う事業者へグリーン経営認証を取得するための助成を平成24年度は、10件行うとともに、関係団体との協働によりエコドライブ講習会等を実施しました。

また、「グリーン物流」の推進として、港湾使用料の減免制度やコンテナ貨物集荷策として実施している補助制度などにより、グリーン物流の利用促進に取り組みました。更に、民間事業者が行う、LED照明等の導入など温暖化対策に寄与する電力対策への補助を実施し、その取組を支援しました。また、民間事業者が実施している温暖化対策に寄与する取組のPRに協力しました。

今後も引き続き、横浜港における温暖化対策の方向性を検討するとともに、港湾関係者の理解を得ながら、協働して事業に取り組みんでいきます。

◆「モビリティマネジメントの推進」はP27に掲載しています。

#### (6) 温室効果ガス削減に有効な制度や仕組みの構築

##### ア 地球温暖化対策計画書制度の着実な実行

横浜市では、平成15年から、一定規模以上の温室

効果ガスを排出する事業所に対し、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画及び計画の実施状況を作成し、市長に提出することなどを義務付けた、横浜市地球温暖化対策計画書制度を運用しています。

平成22年4月から新たな制度として運用を開始し、平成24年度は計画書の届出が10件、報告書の届出が325件ありました。

### イ 国内外の都市との脱温暖化連携の推進

横浜市では、地球温暖化対策に関する情報交換を行い、国内外の企業や自治体等との連携をすすめています。

国内連携では、国及び全国の環境モデル都市、その他関係団体等で構成する環境未来都市構想推進協議会に設置された「低炭素都市づくりの課題共有・解決策検討WG」に参加し、各団体の抱える課題等の共有及びその解決策について共有を図りました（全3回）。また、国外連携では、平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「リオ+20（国連持続可能な開発会議）」に参加し、「環境未来都市横浜」の取組をPRしました。また、3GF<sup>\*1</sup>（平成24年10月）、ポリテック<sup>\*2</sup>（平成24年11月）を始めとする国際会議等に5件参加し、本市の温暖化施策の情報発信を行うとともに、3件のスマートシティに関するインフラ輸出調査を行いました。

国内連携については、今後も引き続き、北海道下川町・戸塚区川上地区連合町内会・戸塚区の友好協定などに基づく農山村地域との連携強化や他の先進地域との連携強化を図っていきます。また、国外連携については、横浜スマートシティプロジェクトや環境未来都市の海外展開の足掛かりとして、国際会議への出席や都市間協定の締結を進めていきます。併せて、海外からの視察者の受入を継続して進めていきます。

- ※1 グローバルグリーン成長フォーラム：デンマーク政府によって設立された公共・民間パートナーシップ
- ※2 Pollutec：パリとリヨンで毎年交互に開催されている環境産業見本市

◆ 「建築物環境配慮制度のさらなる展開」はP28に、「環境分野における市内中小企業の成長支援」はP19-20に掲載しています。

## (7) 市民のライフスタイル変革に向けた「エコ活。」普及

### ア 「エコ活。」の推進

日常生活での身近な「エコ活。」を考え実践するきっかけとなる「こども『エコ活。』大作戦!」や環境家計簿などを推進しています。

平成24年度は、市内の小学生が「電気のスイッチを切る」「緑を増やす」「きちんと分別する」など環境行動「エコ活。」を夏休み中に実践し、夏休み後にエコライフチェックシートに取組結果を記入することで、その成果を確認しました。なお、本事業への市内事業者からの協賛金は、国連の食糧支援機関「国連WFP」を通じてタジキスタン共和国の植林活動と、公益財団法人オイスカを通じた東日本大震災の海岸林再生プロジェクトに寄付されました。

環境家計簿については、自治会や町内会及び区役所を中心に図書館や市民活動支援センター等の公共施設、また、子育て中の世代にも取り組んでもらうため、子育て支援拠点で環境家計簿を配布しました。また、市内金融機関の協力により、金融機関の窓口での配布も実施しました。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
こども『エコ活。』 大作戦!	195校 34,863人/年	161校 27,885人/年	32,000取組 /年
環境家計簿	約23,000枚 配布/年	約20,000枚 配布/年	3,000取組 世帯/年

### イ ヨコハマ・エコ・スクール（YES）の展開

市民の皆様により多くの「学び」の場を提供し、環境や温暖化問題を自分のこととして考え、行動するきっかけとしていただくことを目的として、「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」を開催しています。YESの認定のもと、地球環境に係る講座やイベントを開催し、身近な省エネ行動へのきっかけづくりを実施しました。

平成24年度は418講座を開催し、参加者は延べ約35,000人、協働パートナーは121団体に及びました。また、広報や講座開催の協力をいただくYES拠点の登録を開始しました。

さらに、YESに認定された講座等の開催予定のほか、横浜の環境や温暖化対策に関する特集、

協働パートナーなどを『YES!Life』にて紹介しています。

平成25年度は、協働パートナー等が主催する講座への市民参加を増やすため、広報手段を拡充し、協働パートナーとの連携を強化していきます。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度末 (目標)
YES認定講座 開催回数	466講座/年	418講座/年	250講座/年

### (8) 市役所のCO<sub>2</sub>削減

#### ア 横浜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

横浜市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、平成22年度に策定した「横浜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、本市公共施設における温室効果ガス排出量を集計しています。集計に当たっては、「エネルギーカルテシステム」を利用し、公共施設でのエネルギー使用量等の基礎的な数値情報を関連業務と共有することで、業務の効率化を図っています。

平成24年度は、公共施設における平成23年度の温室効果ガス排出量（832,729t-CO<sub>2</sub>）を集計し公表するとともに、定期的に節電・省エネ実績の進捗管理を実施しました。

現行の計画期間は平成25年度をもって終了するため、25年度中に26年度以降の取組について新たな計画を策定します。

- ◆「横浜市役所環境行動宣言による取組の推進」はP15に掲載しています。



## ■ コラム ■

## 国内初・超小型モビリティによる大規模カーシェアリング 「チョイモビ ヨコハマ」スタート！

横浜市は、低炭素型交通を推進するため、低炭素な超小型モビリティの活用を横浜市と日産自動車株式会社が協働で進めている『ヨコハマモビリティ プロジェクトZERO』や『環境未来都市』の取り組みとして、これまで、様々な実証を行ってきました。このたび、国土交通省から「超小型モビリティ導入促進」事業の支援を受け、国内初となる超小型モビリティを活用した大規模カーシェアリングの実証実験を行っています。

期 間：平成25年10月11日～平成26年9月30日  
中心エリア：横浜都心エリア（横浜駅～みなとみらい21～山手・元町を含むエリア）

車両台数・貸渡返却箇所：約100台、約70箇所（約140台分）

運営方法：貸渡返却手続はスマートフォン等/ICカードを活用

利用料金：20円/分（課金によるビジネスモデル実証実験）

利用方法：①専用サイトにて利用者会員登録

②特定日にて安全講習を受講（安全講習は初回のみ）

③会員証発行（ICカード）





# 生物多様性

～身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし～

## 総合評価

### 《環境と人・地域社会》

平成24年度は、「ヨコハマbフェスティバル2012」や環境教育出前講座「生物多様性でYES!」、市民参加による田んぼの生きもの調査など、生物多様性に関する様々なイベントや環境教育を実施しました。これらの取組を通じて、生物多様性に関する認知を高めるとともに、市民や企業、団体などの交流を深め、人と地域社会の関わりを深めました。また、動物園や繁殖センターでは、シンポジウムや科学スクールを開催し、希少野生動物の保護・繁殖や外来生物の防除に関する環境教育を通じて、横浜に生息する身近な生きものを保全することの大切さについて啓発しました。

### 《今後の取組予定》

今後も引き続き、生物多様性への関心を深めるとともに、日常生活の中で横浜の自然や生きものに親しむ“横浜エコライフスタイル”の定着を後押ししていきます。また、「横浜つながりの森」構想では、エリアで活動する市民や団体などの人材育成や交流を深め、自然環境と地域文化の関わりを大切にしていきます。

### 2025（平成37）年度までの環境目標

- 誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。
- 生き物の重要な生息・生育地である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・みどり環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。
- 企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。
- 「市民・企業の主体的行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。

### （達成状況の目安となる環境の状況）

- ・生物多様性の重要性を理解し行動を実践している市民の増加
- ・貴重な動植物などの生息・生育地などの保全の推進
- ・生物多様性の取組を進める企業の増加

### 2013（平成25）年度までの取組方針

- ・生物多様性に関わる施策は広範に渡りますが、展開に当たっては、子どもたちが「生き物に触れ、感性を豊かにする」ことに主眼を置きます。
- ・そのため、「b-プロモーション」をはじめとして、鳥類を活用した各地域の生物多様性の評価や市民参加等による生き物調査、谷戸環境の保全と活用、生物多様性の宝庫である「つながりの森」「つながりの海」の取組、地区の特性に応じた取組の検討などを重点的に推進します。

## 分野別計画の紹介

### 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）

横浜市では、平成23年4月に生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）を策定しました。2025（平成37）年の将来像として、「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」を掲げ、重点的に進めていく施策を以下のとおり「6つの重点アピール」として取り組んでいきます。

#### ・b- プロモーション

「子どもを主役に」「まずは身近な自然を大切に、楽しむ」「生活の一部として取り組む」という視点を重視し、戦略的にプロモーションを進めます。

#### ・鳥類の生き物探検と市民参加の生き物データバンク

市民にとって身近な「鳥類」を市民参加で調査することにより、地域の自然環境への理解を深めます。また、市民団体や企業と連携して、生物の生息・生育状況のデータベース化を進めます。

#### ・『谷戸』環境の保全と活用

横浜における里山の特徴的な地形である「谷戸」の、豊かな生き物とその歴史、文化、景観に着目し、現代社会における新たな「谷戸」の価値のPRに取り組みます。

#### ・つながりの森

市南部に位置する市内最大の緑地であり生物多様性の宝庫といえる円海山の周辺を「つながりの森」と位置づけ、次代を担う子どもたちの体験フィールドとして、市民全体で守り・育てる取組を進めます。

#### ・つながりの海（まちづくりと連携した海づくり）

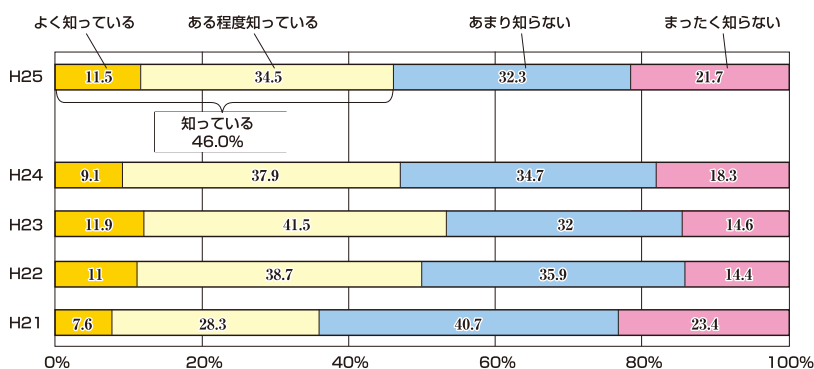
市民が誇れる、生き物豊かな「美しい横浜港」を目指し、浅海域に着目した取組を市内3地区で進めます。

#### ・生物多様性を守り、豊かにするためのしくみづくり

地区に応じた生物多様性の取組を進めるため、地区設定の考え方を示すなど、土地利用制度を積極的に活用するためのしくみづくりの検討を進めます。

## 現状とデータ

Q：生物多様性という言葉を知っていますか？



平成25年7月に実施した「環境に関する市民意識調査」では、生物多様性という言葉を知っている人を「よく知っている」「ある程度知っている」という人が46%でした。過去3年間の平均から、約半数の市民が生物多様性という言葉を知っており、一定の浸透が図られているものの、プロモーションの成果が表れているとは言い難い状況です。

市内には、3,800を超える環境関連の市民団体が活動しており、さらなる連携・協働を進めることができれば、より効果的なプロモーションが可能です。

市民団体・企業等との連携を充実させ、さらに効果的なプロモーションを進める必要があります。

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### （1）b-プロモーション

#### ア 横浜生き物応援団の結成

環境教育出前講座「生物多様性でYES!」の講師が、「b-サポーターズ（横浜生き物応援団）」となり、生物多様性の大切さを小学校や地域住民に広く普及啓発を行いました。

平成24年度は、20団体、8企業・機関をbサポーターの講師として登録するとともに、講師を対象としたスキルアップ研修会を2回開催しました。

今後も引き続き、bサポーターを対象としたスキルアップ研修を実施していくとともに、受講団体の拡大に向けて、市ホームページやツイッターを活用して募集を行っていきます。

#### イ 生物多様性に配慮した消費行動

環境教育出前講座「生物多様性でYES!」を活用し、地産地消を含め生物多様性に配慮した消費行動を推進します。地産地消やグリーン購入の取組と生物多様性の関係性が十分に浸透していないため、わかりやすく紹介していくとともに、食物以外の消費行動においても積極的に生物多様性についてPRをしていきます。

#### ウ 生物多様性でYES!

「横浜市環境教育基本方針」の取組の一環として、水や緑、環境保全などに関する環境施策（河川・樹林地・農地・公園・動物園・水再生センターなどの環境関連施設の目的や役割、大気・騒音・水質・地球温暖化防止などの環境施策情報など）に対し、市民にまず関心を持ってもらうことを目的とした環境教育「出前講座」を、平成17年度から行っています。横浜市環境創造局職員その他、環境に関する専門知識を有する市民団体、あるいは企業の皆様などが講師となって地域や学校に直接出向いて講義を行います。あらかじめプログラム内容が確定している提示型と地域の要望に合わせてプログラムを作成するオーダーメイド型があり、平成24年度は提示型で37プログラム84回、オーダーメイド型で10団体31回、合計115回の講義を実施しました。

今後も、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）の枠組みを活用し、地域・学校・企業を対象に生物多様性や環境全般を学ぶ場の拡大を図るとともに、講師の登録と受講団体の拡大を図ります。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
生物多様性でYES!（環境教育「出前講座」）	123回/年	115回/年	130回/年

### （2）鳥類の生き物探検と市民参加の生き物データバンク

#### ア 鳥類の生き物探検

市内各地の環境特性により、見かけられる鳥類を示し、市民の皆様に見つけてもらう取組です。この取組では、市民が親しみやすい鳥類を生き物指標として活用することの可能性を検討します。

平成24年度は、公共財団法人日本野鳥の会の協力のもと、身近な野鳥23種を環境（家の周り、公園、水辺、林）ごとに紹介した『ミニミニ野鳥図鑑』を30,000部発行しました。また、環境イベントなどで野鳥の観察方法を学ぶ主催者向けの研修会を4回開催しました。

今後は、本図鑑を市内小学校や環境イベントなどで配布し、鳥類の観察などを通じて、身近な環境に意識を向けていただくよう取組を進めていきます。



『ミニミニ野鳥図鑑』

#### イ 生物調査データの一元化（データベース化）と活用

市民や企業による生物調査データ、各種団体の持つデータ、横浜市の水域調査結果などを一元的に蓄積したデータベース化を検討していきます。

平成24年度は、環境科学研究所で発行した研究所報及び各種報告書を公開しました。また、環境科学研究所がこれまで実施した水域の生物相の調査

結果データを公開しました。

今後は、生物データの情報公開を行うためのガイドライン作成に取り組みます。また、産官学によるデータ総合化の仕組みづくりを検討していきます。

### ウ 市民協働生き物調査の推進

横浜市内に分布している動植物など生き物のことを知り、今後の環境施策や身近な生き物とふれあえる環境づくりに反映させるための取組を進めています。

平成24年度は、『ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）』に基づき、保全推進地区、保全誘導地区、創造推進地区において、陸域の生物専門調査（植物や鳥類、昆虫類など）を実施しました。

平成25年度も引き続き、専門調査を実施するとともに、河川生物調査地点をwebサイト「よこはまっぷ」で公開します。また、小学生による市民生き物調査を行います。

### エ 水域における生物調査

#### (ア) 水域生物相調査

河川、海域などにおける生物調査を昭和48年から継続して実施しています。

平成24年度は、市内海域の河口・海岸域7地点（鶴見川河口、山下公園、堀割川河口、海の公園、野島公園、野島水路、夕照橋）、内湾3地点（横浜港沖、根岸湾沖、金沢湾沖等）にて、河口・海岸域3項目（魚類、海岸動物、海草・海藻）、内湾3項目（魚類、底生動物、プランクトン）について秋季（11月）、冬季（1月）に調査を実施しました。

平成25年度に春季と夏季の調査を実施する予定です。

#### (イ) 多自然川づくりとアユの生息環境調査

川と海を往来するアユを指標として、河川環境の評価手法と生物多様性の研究を進めています。

平成24年度は、帷子川を対象にアユの分布調査を行い、落差工、魚道等の河川構造物との関係について検討しました。また、繁殖生態として、踏査による産卵場の特定とともに物理的環境調査等による、産卵場選択条件を解析

しました。

帷子川のアユの遡上と流れ分布は、5月に分水路末端まで遡上し、8月までに分布上限地点に至りました。これらの経過時間は、河川構造物、河川水位等に影響されていました。流れ分布の特徴は、上流、中流の区間等で観察個体数が多く、小集団の群れがパッチ状に分布しており、地点により体長分布が異なっていました。繁殖期のアユ集団は、10月までは上流に分布し、11月に降下しました。

#### (ウ) 沿岸域の水環境保全・再生に関する研究

平成24年度は、入江川派川・帷子川河口周辺の6地点で6月、10月に各1回、水質、底質、底生生物の調査を行い、赤潮や貧酸素、底質の有機汚濁の状況などを把握しました。10月の調査では底質は多くの地点で貧酸素状態で有機物や硫化物の濃度が高い結果となり、底質環境の評価としては、底生生物が過酷な夏を乗り切るには厳しい環境にあると推定されました。

主な取組 目 標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (目標)
生物調査の 実 施	河川域の調査	海域の調査 (秋・冬)	海域の調査 (春・夏)

### (3) 谷戸環境の保全と活用

#### ア 市民の守りたい、伝えたい谷戸環境の選定

横浜の谷戸環境の価値・魅力をホームページなどで公開し、市民の共通理解を深めます。

平成24年度は、「ヨコハマbフェスティバル2012」において、「bな写真・動画」の撮影対象に谷戸の風景を加え、募集しました。応募のあった写真については、「CP+2013」の会場で展示し、多くの来場者へ見ていただきました。

今後は、環境イベントや市民活動団体への支援などを通じて、谷戸の役割や魅力をさらに広めていく必要があります。

#### イ 横浜における水田生態系の研究・活用

水田、水路、ため池、二次林の雑木林で構成される谷戸は、多様な環境がつながって形成されており、生



き物にとって重要な生息・生育のエリアとなっています。

平成24年7月から8月にかけて、環境学習農園など市内6か所で田んぼの生きもの調査を実施しました。調査にあたっては、講師の派遣や道具の貸出し等を行いました。

水田の多面的機能や谷戸環境についての理解を深めるため、平成25年度も引き続き、環境学習農園等の田んぼで生きもの調査を実施・支援します。



田んぼの生きもの調査

### ウ 庁内横断による谷戸環境の積極的活用

谷戸環境を支えてきた歴史、文化を子どもたちによく知ってもらい、あわせて谷戸環境を体験フィールドとして活用するために、環境部門がこれまでの取組の間口を広げ、文化や教育、区役所など他部門と連携し、環境とあわせ取り組んでいきます。

平成24年度は、小学校の授業や農業関係のイベントなどにおいて、生きもの調査を実施しました。

今後は、イベントやホームページなどの様々な機会を通じて、生き物の生息・生育場所である谷戸環境や里山文化の普及啓発、認知度向上に取り組んでいく必要があります。

## (4) つながりの森

### ア 市民参加による構想計画の策定

ヨコハマbプランの重点推進施策の1つである「横浜つながりの森」について、横浜市南部の円海山周辺を中心とした対象エリアを市民全体で守り、育てていくアクションプランとして、「横浜つながりの森」構想を、平成24年7月に策定しました（詳細はP47）。

### イ 森を支えている活動団体のつながりの強化

#### ウ 拠点施設の強みをいかした連携の強化

平成24年度は、「横浜つながりの森」散策マップを作成し、各主要施設のマップ及び横浜つながりの森をPRするパネルを設置しました。

横浜つながりの森エリアで活動する環境活動団体を市のホームページ等で紹介することで、自然環境を楽しみながら保全し、次世代につなげるための新たな担い手となる人材育成などの取組を進めます。

### エ 瀬上池の未来づくり

瀬上池における生物多様性の保全、再生に向けて、平成23年度に策定した瀬上市民の森保全管理計画と連動させながら、取組を進めています。

平成24年度は、瀬上池への土砂流入防止措置を検討するとともに、地域の活動団体との意見交換を行い、今後の方向性について議論を重ねました。

平成25年度は、瀬上池周辺の動植物調査を実施します。また、土砂流入対策のための設計、工事を実施します。

### オ 「エコ森プロジェクト」の推進

金沢動物園は「横浜つながりの森」の中核エリアに位置し、環境教育フィールドや交流の場として、自然観察の森や上郷森の家と連携しながら、金沢動物園再生計画である「エコ森プロジェクト」を推進しています。

平成24年度は、金沢動物園において、様々な環境教育事業を54件実施しました。また、「エコ森プロジェクト」における環境教育プログラムツールとして、外来生物と生物循環をテーマとした紙芝居や、記述式ワークシートを作成しました。

平成25年度は、新たな環境教育プログラムとして、夜の金沢自然公園を巡り夜行性昆虫やコウモリを探す「ナイトハイク」、ダンゴムシなど身近な土壌生物に焦点をあてた「土の中の生きものを探してみよう!」などを実施します。

## (5) つながりの海

（「環境とまちづくり」P26からP27に掲載しています。）

## (6) 都心部などでの生物多様性の創造

### ア 身近な生き物に着目したまちづくり

身近な生態系保全の指標ともなりうるトンボを指標とした「環境のつながり・人のつながり」の活動、生物多様性を楽しく理解できるミツバチ飼育などに着目したまちづくりの取組を市民、企業、学校、と連携し、推進します。

平成24年度は、環境活動助成金を活用し、ミツバチやトンボに着目した取組を進める市民活動の助成及び既存団体との連携を実施しました。今後は、トンボやチョウなど身近な生き物に着目した市民活動団体の取組をwebサイト「エコぼると」や環境イベントなどで広く市民にPRしていく必要があります。

## (7) 生物多様性を守り、豊かにするための仕組みづくり

### ア 地区特性に応じた仕組みの検討

「緑の10 大拠点」を中心とした生物多様性保全推進地区など、地区の特性に応じた生物多様性の保全、再生、創造の仕組みについて検討しています。

平成24年度は、国連大学高等研究所と「横浜市都市の生物多様性指標を活用した都市政策推進事業実施協定書」を締結し、横浜市における生物多様性指標について、共同研究を実施しました。

平成25年度は、国連大学高等研究所及び横浜国立大学を中心とした産官学の研究会による生物データベースの構築検討に参加します。

## (8) 動物園での環境教育と希少野生動物の保護・繁殖

### ア 動物園等における環境教育

各動物園や繁殖センターでの教育普及活動等を通じて、生物多様性の普及啓発を進めています。

平成24年度は、繁殖センター主催で、科学スクールや公開シンポジウム「島に生きる希少鳥類-その現状と保全活動-」の開催、大学等の教育機関に対して施設見学や講義等を実施しました(12校)。また、各動物園で環境教育事業を実施するとともに、金沢動物園にて環境教育プログラムツールとして、紙芝居などを作成しました。

今後も、学校で行う環境教育に配慮した事業を実

施するとともに、動物園が取り組む環境教育について、学校関係者をはじめとして、広く周知を図っていきます。

### イ 繁殖センターでの取組

絶滅の危機に瀕する野生動物を保存していくため、飼育下での繁殖技術の確立、種の保存に関わる調査・研究を行っています。

平成24年度は、繁殖センターにて、カグー1羽、カンムリシロムク8羽の繁殖に成功するとともに、野生復帰を目的にカンムリシロムク25羽をインドネシアへ送致しました。また、ニホンライチョウの保全に向け、近似種のスバルバルライチョウを導入しました。

市立動物園等においては、飼育動物種のホルモン解析や遺伝的多様性の解析などを実施しました。また、ヤブイヌの精子など4種の配偶子凍結保存を行い、ウンピョウの人工授精に取り組みました。

平成25年度は、ニホンライチョウの保全を目的としたスバルバルライチョウの飼育・繁殖技術の確立に取り組みます。また、希少鳥ミゾゴイの遺伝的多様性の解析など、横浜に生息する身近な生物の保全に取り組みます。



繁殖センターで繁殖したカンムリシロムク

## (9) 外来生物の対策

### ア 特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」における、特定外来生物であるアライグマや台湾リスに対する取組を進めています。

平成24年度は、捕獲檻を補充し、アライグマ191

頭、タイワンリス130頭を捕獲しました。

タイワンリスの捕獲数が増加傾向にあり、今後も引き続き、タイワンリス、アライグマによる被害対策に取り組めます。

### イ 普及啓発

平成24年度は、環境活動助成金の重点募集テーマの一つに「外来生物」を加え、多くの環境活動団体に普及啓発に取り組んでいただきました。

また、庁内研修を実施し、庁内での普及啓発を推進しました。

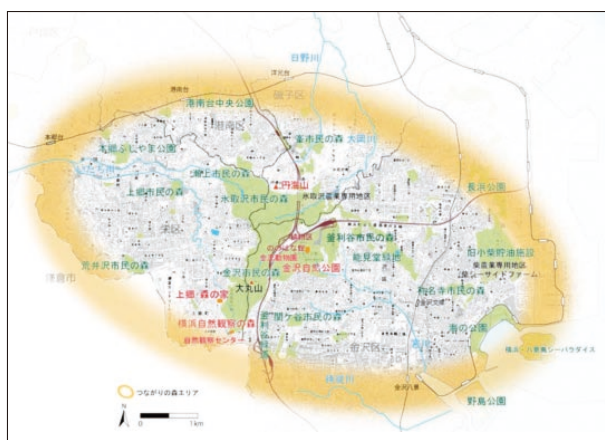


## コラム

### 「横浜つながりの森」構想を策定しました！

横浜市では、平成23年4月に生物多様性基本法に基づく地域戦略である「ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）」を策定し、「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」を将来像として、生物多様性に関する施策を展開しています。

その施策の一つである「横浜つながりの森」について、平成24年5月21日から6月15日に実施した市民意見募集の結果を踏まえ、平成24年7月に「横浜つながりの森」構想を策定しました。今後、この構想に基づき、取組を進めます。



「横浜つながりの森」エリア



森での活動のようす

#### ◆目指すべき将来像

横浜の生物多様性の宝庫である「横浜つながりの森」を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につなげていきます。

#### ◆「横浜つながりの森」エリア

「横浜つながりの森」エリアでは、連続した自然資源が最も豊かである円海山周辺をコア区域、その周辺にある市民の森などの樹林地、公園、農地や河川などを関連区域として、各区域のつながり、人とのつながり、人と生き物のつながり、人と区域のつながりなどを求めていくものとします。これらの様々なつながりにより、ゆらぎのあるエリアであるため、境界線はありません。

#### ◆取組の基本方針

「横浜つながりの森」において、「保全と活用のバランス」を保ちながら、「横浜つながりの森」構想の目指すべき将来像を実現するため、「生き物の多様性を大切にする」と「自然を楽しむ」を2つの柱として、取組を進めます。

～「横浜つながりの森」構想は、横浜市環境創造局ホームページから入手できます～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/tayou/tsunagari/>



横浜市生物多様性キャッチフレーズ



# 水とみどり ～自然の恵みを楽しむ環境の保全・再生・創造～

## 総合評価

### 《環境と人・地域社会》《環境とまちづくり》

平成24年度も引き続き、『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』に基づき、緑地保全制度による指定地区の拡大や維持管理に対する助成など、「樹林地を守る」取り組みを着実に進めました。また、地域緑化計画の策定や屋上・壁面緑化に対する助成など、「緑をつくる」取り組みを着実に進めました。これらの取組を通じて、緑が実感できるまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみでの緑化運動や市民推進会議における活動など、市民や企業、団体が緑を大切に取る取組を通じて、人と地域社会の関わりを深めました。

※『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成24年度事業報告書』にて詳細な取組を報告

水循環の取組では、雨水貯留タンクや雨水浸透ます設置への助成、河川の整備など、良質な水環境のあるまちづくりを進めました。

### 《今後の取組予定》

平成25年度は、みどりアップ計画の最終年度であり、目標達成に向けて引き続き、「樹林地を守る」「緑をつくる」取り組みを進めます。また、現在取り組んでいる成果や課題などをふまえ、26年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組」について検討するとともに、今後は都心部で緑を感じられる、緑や花による魅力・賑わいづくりを進めていきます。

### 2025（平成 37）年度までの環境目標

- 樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。
- 土地利用の改善や雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、湧き水の増加、河川や水路の水量の増加などにつながり、良好な水循環が回復しています。

### （達成状況の目安となる環境の状況）

- ・みどりの総量（緑被率）が増加へ転ずる
- ・雨水浸透機能の強化（エコ庭づくりや雨水浸透ますなどの取組数の拡大）

### 2013（平成 25）年度までの取組方針

- ・「横浜みどりアップ計画」を、生物多様性の保全や、市街地における「みどり」の創造に配慮しながら強力に推進します。
- ・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を推進します。

分野別計画の紹介

●「横浜市水と緑の基本計画」・「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」

「横浜市水と緑の基本計画」は、約20年間の市政の指針である横浜市基本構想（長期ビジョン）と連動し、目標年次を平成37年（2025年）とする、横浜の水と緑の環境を保全し創造するための総合的な計画です。この計画に基づき、緑の10大拠点（緑の七大拠点、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点）をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民と共に楽しみながらつくり育てる取組などを推進しています。

平成21年4月には、これまでの取組を強化するための平成25年度までの5か年の事業計画として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を策定し、同時に、計画推進のための財源の一部として「横浜みどり税」を市民の皆様にご負担、ご協力いただきながら、樹林地の保全（緑地保全制度による指定や買取り）、農地の保全（水田や畑の保全）、緑化の推進（地域との協働による緑化）などの事業・取組を進め、緑の保全・創造を図っています。

●「下水道事業『中期経営計画2011』」

「下水道事業『中期経営計画2011』」は、拡大する下水道の役割を果たしながら、健全な財政運営を進めていくために、経営理念を踏まえた計画期間（平成23～25年度）の事業方針及び、経営方針を掲げ、持続可能な下水道経営を目指した計画です。

事業方針として「安全で安心なまちづくり」「環境対策への貢献」「新たな下水道施策の展開」を掲げ、雨水排水施設等の整備による浸水対策や、下水処理水質の更なる向上・水循環再生への取組による良好な水環境の創出、省エネ設備の導入による低炭素社会の構築への貢献などを進めています。

現状とデータ

横浜市では、市内の緑の総量の変化について傾向を把握するため、概ね5年ごとに、「緑被率」の調査を行っています。これは、緑の総量を把握する方法の一つで航空写真によって上空から見たときの緑（300㎡以上の樹林地・農地・草地）に被われている土地の割合を示したものです。最近では、平成21年度に調査を行い、29.8%という結果になりました（図6）。

平成21年度から実施している横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）で、緑地保全の制度による地区指定の拡大や、相続など不測の事態による買取り希望等の対応により、樹林地の減少傾向は鈍化しており、緑の減少に歯止めがかかっています（図8）。



※緑被率は調査年度によって調査手法や精度が異なるため、概ねの傾向を示したものです。

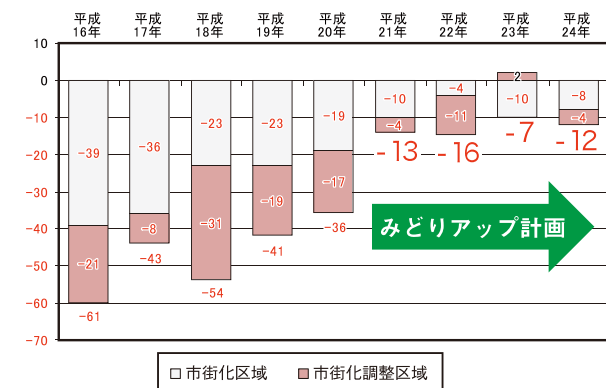
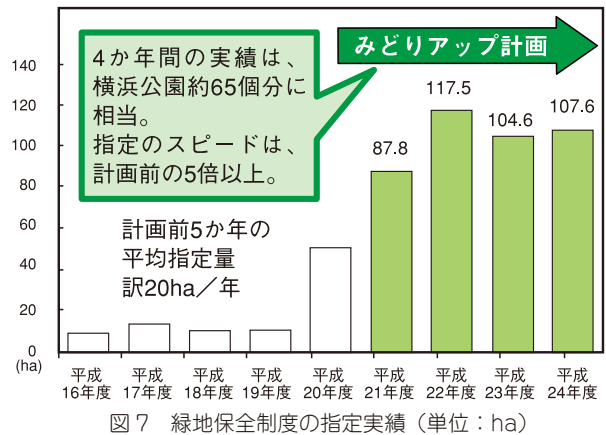


図8 山林面積の減少状況（単位：ha）  
※面積は、固定資産税の課税地目が山林である土地の面積から算出した推計値。端数調整のため合計値が整合しないことがあります。

【市民意識調査の結果】

平成24年7月に実施した「横浜の緑に関する市民意識調査（対象3,000人、回収数1,173票）」では、ほとんど全ての方（約98%）が緑は大切なものだと回答しています。（図9）

また、どのような樹林地・山林を望むかに対しては、約74%の方が「安心して利用できるよう歩道などが整備された樹林地」と回答しており（図10）、街路樹や公園、植え込みなどの身近な街なかのみどりについては、「緑豊かな公園」が約79%と最も多い回答で、「美しい街路樹や花がある街並み」が約74%と次に多い回答でした（図11）。

これらの調査結果については、今後の具体的な施策の検討に活用していきます。

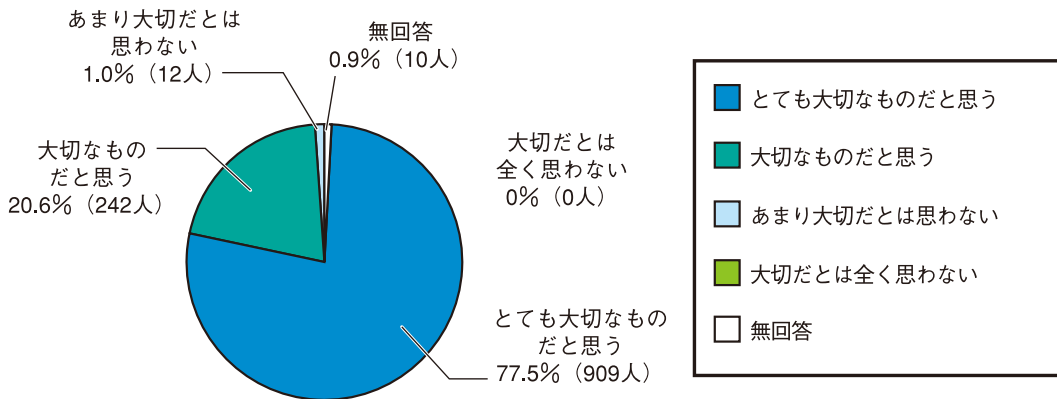


図9 「樹林地や山林、農地、公園や街路樹、植え込みなど、横浜の「緑」の大切さについて、あなたはどのようにお考えですか。」への回答

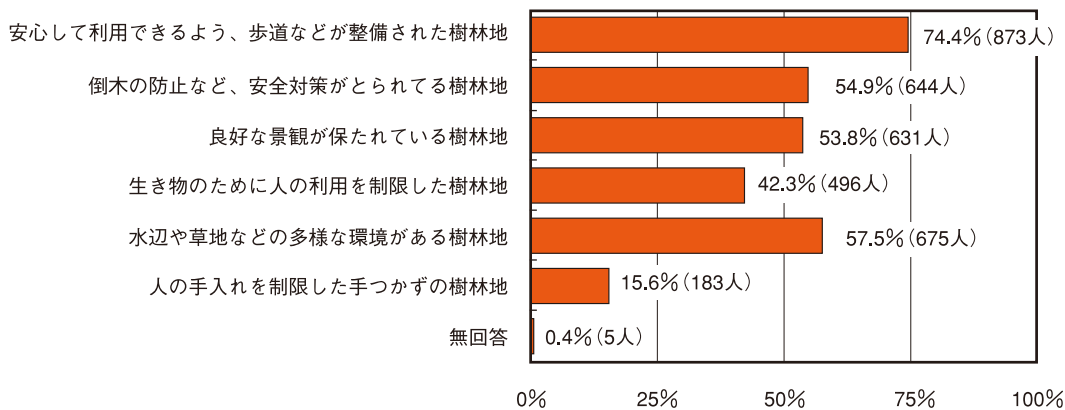


図10 「どのような樹林地・山林があったらいいと思いますか。【複数回答可】」への回答

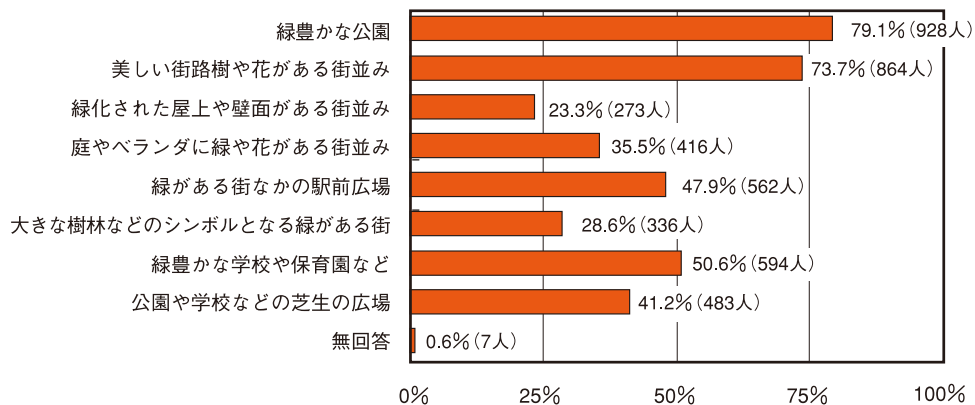


図11 「街路樹、公園、植え込みなどの身近な街なかのみどりについて、どのような空間があったらいいと思いますか。【複数回答可】」への回答

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

【横浜みどりアップ計画の強力な推進とさらなる展開】

### （1）樹林地を守る

#### ア 緑地保全制度による地区指定の拡大と買取り

緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区の指定地等で、不測の事態による買取りの希望などに対応し、緑地を確実に保全していきます。

平成24年度は、新たに107.6haの緑地を、特別緑地保全地区や市民の森、緑地保存地区等の緑地保全制度により指定しました。

緑の大切さや制度の浸透が十分でないこと、制度上のインセンティブが少ないことなどが課題であり、引き続き、様々な形で土地所有者への働きかけを行っていきます。

主な取組 目 標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
緑地保全制度による保全面積	1,130ha (累計)	1,238ha (累計)	1,949ha (累計)

#### イ 市民協働による緑地維持管理事業

市民の森等の樹林地において、樹林地の将来像や維持管理の考え方を定める保全管理計画を、市民との協働により策定し、維持管理作業を進めています。

平成24年度は新たに5か所で計画を策定しました。

また、計画を策定した市民の森などで、良好な維持管理が行われるよう支援を行っていきます。

主な取組 目 標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
保全管理計画策定	9か所 (累計)	14か所 (累計)	15か所 (累計)



市民協働による緑地維持管理事業

#### ウ 森の楽しみづくり事業

保全・維持管理された樹林地が、市民生活にとって楽しみとなるよう、利活用事業を推進しています。

平成24年度は、多くの市民を対象に、樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育や自然体験学習を、区役所等と連携して開催しました（生態系に配慮した植樹等：4か所、プレイパークイベント：6か所、森の収穫物を楽しむ体験型イベント：13回、里山の自然や文化を体験するイベント：12回、ウォーキングツアー：19回、ガイドマップ作成：3地域、間伐材を活用したクラフト作成イベント：13回、森への関心を高める講座：82回）。

今後は、森への関心や、森づくり活動への自発的な参加の契機となるよう、これまでの実績や参加者の声などを反映させ、より効果的な事業内容にしていく必要があります。また、森の楽しみを通じて、生物多様性の大切さについても伝えていく必要があります。

#### エ 緑地再生等管理事業

良好な樹林地とするため、間伐等による再生管理等や、緑地保全制度に指定している民有樹林地において危険樹木撤去等の維持管理に対して助成を行っていきます。

平成24年度は、91件の助成を実施しました。制度が広く浸透し、助成件数が増加傾向にあります。今後も樹林地所有者の方々の維持管理に係る負担を軽減する事業を拡大していく必要があります。

### （2）緑をつくる

#### ア 地域緑のまちづくり

住宅街、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街にみどりを増やしていきます。

平成24年度末までに15地区で地域緑化計画の策定に取り組み、そのうち11地区で地域緑化計画に基づく緑化整備を実施しました。

今後、効果的な取組をしていくためには、緑化整備の更なる推進とこれまでの取組地区での成果の発



信が必要です。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度(目標)
地域緑化計画策定数	12地区(累計)	15地区(累計)	30地区(累計)

### イ 園庭・校庭の芝生化

子どもたちがのびのびと遊べる緑の環境を創り出すため、民間の保育所・幼稚園、公立小中学校の芝生化を進めています。

平成24年度は、民間の保育所・幼稚園(12園)、公立小中学校(8校)で新たに芝生化を実施しました。

今後とも、芝生化後の適切な維持管理を支援していくことが求められています。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度(目標)
園庭・校庭の芝生化	32園49校(累計)	44園57校(累計)	100園40校(累計)

### ウ 民有地緑化の誘導等

一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度を運用し、民有地の緑化を推進しました。

緑化地域制度の適用範囲を広げるためには、制度改正が必要であり、引き続き国に働きかけていくことが必要です。

### エ 屋上緑化助成事業

市街地において、良好な自然環境を創出し、ヒートアイランド現象緩和等に効果がある建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

平成24年度は12件の助成を実施しました。

### オ 京浜の森づくり

京浜臨海部の事業者等と協働して、市民に身近な緑の環境づくりを進めています。

平成24年度は、エコツアー講座を1回、育樹のつどいを1回、ドングリ学校を2校で実施しました。また、協働緑化ガイドライン『協働緑化の取組』を作成しました。

## (3) 市民推進会議・広報

### ア 横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画市民推進会議」は、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の推進に向けて、市民参加により、施策・事業の市民への情報提供、評価及び意見・提案等をしていただくため、平成21年5月に設置した組織です。

平成24年度は、横浜みどりアップ計画市民推進会議の全体会議を3回、各部会を計9回開催しました。さらに、本会議主催で、みどりアップ計画で保全に取り組んでいる農地及び樹林地の現地調査を8月と10月、「みどりのオープンフォーラム」を11月に開催しました。

また、みどりアップ計画や横浜みどり税について、市民の皆様に分かりやすく情報提供するための広報誌『濱RYOKU』(11~15号)や、『みどりアップ計画(新規・拡充施策)とみどり税』を発行し、区役所やPRボックス等へ配架しました。『濱RYOKU』



今後引き続き、本会議での取組や『濱RYOKU』の発行など、みどりアップ計画の推進に向けた取組や情報発信を進めていきます。

### イ 「みどりアップ」しています！宣言

一人ひとり(又は一団体)がコツコツと取り組むことが大きなみどりアップにつながるという機運を宣言の登録制度により醸成していきます。

平成24年度は、「よこはま花と緑のスプリングフェア」等の各イベントや、みどりアップ月間に実施した電車内広告やラジオ放送でのPR、公用車等へのロゴシールの貼付などを行った結果、「みどりアップしています！宣言」に累計11,551件の登録をいただきました。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度(目標)
「みどりアップ」しています！宣言登録数	3,529件(累計)	11,551件(累計)	10,000件(累計)

### ウ 区役所と連携した広報

横浜みどり税の活用による実績をお示しすることに基軸を据え広報を展開しています。

平成24年度は、区民まつりへの出展や、広報よこはまへの掲載、『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成21～23年度の実績（概要）』、『濱RYOKU』の配布・町内会回覧等を通じ、区役所との連携を強化しつつ、市民の皆様へみどりアップ計画の周知を努めました。

### 【良好な水環境づくり】

#### （４） 水循環の取組

##### ア エコな庭づくりの推進

地域での緑化活動や宅地内の緑や浸透ます等（エコな庭づくり）の普及啓発や湧き水調査などまちづくりによる水循環再生の活動を促進します。

平成24年度は、雨水貯留タンクの設置助成制度を全市へ展開し、191個の設置に対し助成を行いました。また、宅内雨水浸透ますを設置する建築物の所有者に対して41個の設置に助成を行いました。

また、区民まつりや環境行動フェスタなど、計13回のイベントに出展し、普及啓発を行いました。

雨水貯留タンクの設置助成については、平成25年度は助成個数を当初計画の180個から300個に増加し、本格実施しています。引き続き、宅内雨水浸透ますと雨水貯留タンクの助成制度を周知し、設置を促進していきます。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
雨水貯留タンクの設置助成個数	149個/年	191個/年	180個/年
宅内雨水浸透ますの設置助成個数	49個/年	41個/年	50個/年
地域での水循環再生活動地区数	3地区	18地区	18地区

##### イ 道路への雨水浸透ますの設置

下水管の交換時期に合わせて道路への雨水浸透ますの設置を進めています。平成24年度は777個設置しました。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
雨水浸透ます設置個数	1,081個/年	777個/年	1,000個/年

##### ウ 透水性舗装の展開

公園整備や歩道部の透水性舗装を進めています。

平成24年度は、歩道部について38,820㎡の舗装を実施しました。

**エ 公共施設での雨水浸透ますの導入**

平成24年度は、市内の公園を中心に65個の雨水浸透ますを設置し、雨水浸透機能の重要性をアピールしていくための広報ツールとして活用しました。

**(5) 多自然川づくりの取組**

**ア 河川の整備**

市内を流れる一級、二級、準用河川のうち主要な28河川、延長約85kmの区間について、時間当たり約50mmの降雨に対応することを目標に河川を改修します。

平成24年度末の、「時間当たり約50mmの降雨における浸水対策の河川整備率」は86.4%でした。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度(目標)
浸水対策の河川整備率	86.2%	86.4%	86.3%

**イ 水辺拠点整備**

条件が整った場所において、周辺緑地と一体となった水辺に親しめる拠点などを、多自然川づくりにより整備を進めています。

取組目標の達成に向け、水辺拠点の整備を進めています。合計で35か所が現在整備されています。

主な取組目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度(目標)
整備箇所数	0か所/年 (35か所)	0か所/年 (35か所)	39か所

## コラム

### 緑や花による魅力・賑わいの創出

都市の魅力は様々ですが、季節感のある緑や花に彩られた美しい街は、子供からお年寄りまで幅広い人々に愛される、人にも生き物にも優しい街と言えるのではないのでしょうか。

みなとみらい21地区から山下地区を中心とした都心臨海部は、多くの市民が時間を過ごすとともに、国内外からも多くの観光客が訪れる、横浜の顔ともいえます。この都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、エリア内での緑のネットワーク形成に寄与することも念頭に、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。このような取組を通じて、世界中から訪れる人々をおもてなしするとともに、市民の誇りとなる美しい街の形成を目指します。横浜の緑花によるおもてなしをぜひ体感してください。





# 食と農

～“食”と“農”との連携による横浜型農業の新たな展開～

## 総合評価

### 《環境と人・地域社会》《環境と経済》

平成24年度も引き続き、『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』に基づき、水田の保全や担い手となる農家の支援等により、農地の保全を着実に進めました。また、市民利用型農園の開設や食と農の連携による地産地消の推進など、横浜農業の振興に向けた取組を進めました。これらの取組では、市民が「農」とふれあうことを通じて、人と地域社会の関わりを深めました。

※『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成24年度事業報告書』にて詳細な取組を報告

### 《今後の取組予定》

今後も引き続き、様々な形で横浜の農地を保全するとともに、地産地消の支援やビジネスマッチングを展開し、横浜農業の活性化を図っていきます。

### 2025（平成37）年度までの環境目標

- 市民が「農」とふれあえる環境があり、それが横浜市の魅力となっています。
- 食と農との連携によるまちの活性化、新たなビジネスモデルの発信につながる取組が行われています。
- 横浜市の農業の振興により、安定的・長期的に農地が保全されています。

### （達成状況の目安となる環境の状況）

平成25年までに50 haの農地を「横浜みどりアップ計画」の各種事業や従来の取組で確保します。  
 ※「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の目標

### 2013（平成25）年度までの取組方針

・農地の持つ環境貢献機能に着目し、農業者だけでなく市民参加を得て優良な農地を保全します。

## 分野別計画の紹介

「水とみどり」の「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（P49）参照

## 現状とデータ

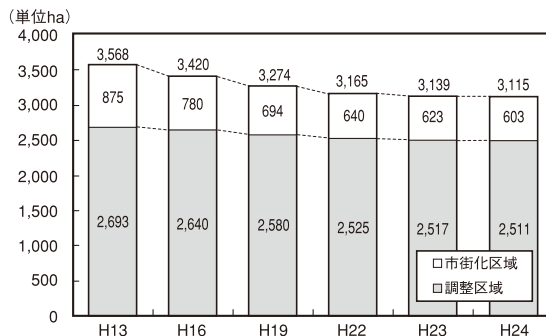


図12 農地の面積推移

平成24（2012）年の横浜市の農地は、3,115haであり、昨年度から25ha減少しました。（図12）

一方、平成25年7月に実施した「環境に関する市民意識調査」では、横浜産農産物の購入経験ありという回答が全体の6割以上でした。購入経験ありの回答のうち、半数以上が、農産物直売所で購入したことがあると回答しています。（図13）

### 横浜産の農産物を購入したことがあるか

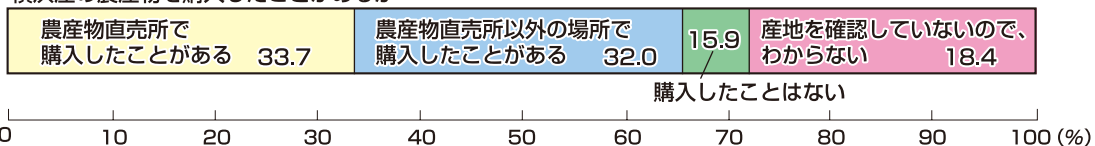


図13 横浜産農産物の購入経験

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### （1）農地の保全

#### ア 農地の保全・活用の推進

農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、市民等との協働で農地管理、景観保全、活用等を図ります。また、減少する水田を保全するために、10年間の水稲作付の継続を条件に支援を行います。

水田保全契約奨励事業により、平成24年度までに114.4haの水田を保全しました。

今後も引き続き、本事業に申請していない土地に対して説明と、申請の要請を予定しています。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
多面的な機能を持つ水田の保全	109.7ha （累計）	114.4ha （累計）	120ha （累計）

#### イ 農地保全・農産物の活性化に向けた担い手の育成支援

農業専用地区など、夜間人通りの少ない集団農地で、恒常的に不法投棄の多い場所について、音声等で警告する警報装置を設置しています。

平成24年度は、不法投棄の夜間パトロールを35地区で実施しました。

不法投棄の対策は継続して実施する必要があり、平成25年度は不法投棄が多い農地で夜間パトロールを31地区で実施します。また、地域団体によるパトロールや清掃活動等に関する支援を20地区で実施する予定です。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
不法投棄監視警報装置の設置	14地区 （累計）	14地区 （累計）	13地区 （累計）

また、農業経営士等の個別指導による後継者の育成や、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営の支援を行います。平成24年度は、都市農業経営支援を48件、農業後継者の育成を7人実施しました。

平成25年度は、都市農業経営支援を28件、農業

後継者の育成を8人実施します。

#### ウ 農業専用地区・生産緑地地区等の指定による農地の保全

規模拡大希望農家や農業への参入を希望する個人や法人が農地を長期間（6年以上）借りられるよう、農地所有者との長期貸付を誘導します。

平成24年度までに、長期貸付農地を49.1ha確保しました。平成25年度は、20.9haを確保する予定です。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
長期貸付農地の確保	32.7ha （累計）	49.1ha （累計）	70ha （累計）

#### エ 農ある地域づくり事業

市民と農との交流を通じて、農業の振興を図り、市民に多くの恵みをもたらすため、地域農産物の生産の場や農業を体験できる場を整備し、地域農業が安定的に営まれる地域づくりを進めます。

平成24年度は、各地区での事業の推進を図りました。

平成25年度は、引き続き、事業を推進します。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
農ある地域づくり事業実施地区	11地区 （累計）	11地区 （累計）	11地区 （累計）



農体験の場（青葉区）

#### オ 生産性の向上

農業用の用排水施設など、農業生産の基盤となる生産環境を整備し、生産性の向上と農地の保全を図

ります。

平成24年度は、新たに4地区で生産性の向上に向けた基盤整備を実施しました。

平成25年度は、新たに2地区で実施予定です。

主な取組 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
生産性の向上に向けた取組実施地区	21地区 (累計)	25地区 (累計)	28地区 (累計)

### カ 市民利用型農園の設置

市民が農業を体験できる場、児童生徒の環境学習の場等として、水道等の利便施設を整備した農園や農家が指導する農園等の多様な市民利用型農園の開設を推進しています。

平成24年度は、7,056世帯が市民利用型農園で農業体験を楽しみました。

平成25年度は、新たに1.3haの市民利用型農園の開設を支援する予定です。

主な取組 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
農園を楽しむ世帯数	6,542世帯/年	7,056世帯/年	7,000世帯/年



栽培収穫ファーム（戸塚区）

## (2) 食と農との連携

市内で生産された農畜産物の地域内消費を市民や農業者の皆様とともに進めることにより農を生かした風土をはぐくみ、農業を活性化させ、農地の保全を図ります。

### ア 地産地消の推進

地場産農産物が購入できる共同直売所の設置、食と農の祭典の開催、横浜型アグリツーリズムの実施、地産地消ガイドブックの発行などにより、様々

な主体が連携した地産地消に取り組みます。

平成24年度は、新設共同直売所の備品整備に対する支援を2件、食と農との連携を7件実施しました。また、5.3ha（32か所）で収穫体験農園を実施しました。

今後は、直売所の分布や設置・運営者の意向などをふまえながら、収穫体験農園の継続の可否について検討していく必要があります。平成25年度は、新規共同直売所の備品整備に対する支援を2件、食と農の連携を5件実施する予定です。また、収穫体験農園については、5.3haで実施する予定です。

主な取組 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
食と農の連携数	6件/年	7件/年	15件(累計)



共同直売所（JA横濱、メルカートかながわ）

### イ 地産地消事業に対する支援制度の創設

物流業者、農産物の加工業者、旅行会社など、企業等が地産地消の推進役として期待されており、新たに地産地消に貢献する取組をする企業等に対し、支援を行います。

平成24年度は、地産地消事業に対する支援制度に基づき、対象事業4件について支援を実施しました。

地産地消の取組については、ビジネスモデルを確立することが重要であり、制度による支援やビジネスマッチングの機会を提供していく必要があります。平成25年度は、23、24年度の支援対象事業の検証を行います。また、PR冊子の作成やフォーラムでの発表など、広報活動に取り組みます。

主な取組 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)
地産地消事業に対する支援件数	3件/年	4件/年	6件(累計)



## コラム

### はま菜ちゃん料理コンクール

市内産の横浜ブランド農産物に対する理解と学校給食への関心を高めていただくため、市内の小学生を対象に市内産農産物を使った新しい学校給食のメニューを考える、「はま菜ちゃん料理コンクール」を毎年開催しています。

8月から9月にかけて募集をし、書類審査及び本選（試食審査）を行います。書類審査で選出された8組の子どもたちが実際に応募作品を調理し、教職員や栄養士、野菜の生産者などが審査員となって試食等により審査を行います。そして、審査の結果、それぞれの作品に合った、親しみやすい名前の賞と参加賞を授与します。

本選入賞者の作品の中からは、給食に採用されるメニューも選ばれます。過去に入賞した料理コンクールの作品は、今も給食の献立として子どもたちに親しまれています。

※ 横浜ブランド農産物：農産物や、今後特産物となりうる品目を、「生産振興品目（横浜ブランド農産物）」として認定しています。野菜26品目、果物4品目を認定しており、「はま菜ちゃん」が目印です。



## コラム

### 食と農との連携事業

持続可能な地産地消の展開を目指し、様々な人や団体、企業等が連携した新たな地産地消の取組を行っています。とくに公民連携により、地産地消の新たなニーズを開拓し、市内産農産物のPRやブランド力の向上に寄与しています。

#### 【平成24年度の主な実績】

#### ○セブーンイレブンとの連携による市内産農産物を使用した新商品の開発（写真①・②）

「はま菜ちゃん」マークのついたおむすび及びサンドウィッチの新商品を開発し、県下のセブーンイレブン、イトーヨーカドー等でPR販売していただきました。



#### ○よこはま食と農の祭典2012の開催（写真③）

市民が横浜の「農」を「食」を通して身近に感じていただけるよう企業やホテル等と連携してイベントを開催しました。

#### ○山下公園で野菜市や体験イベントの開催

農に親しむ機会の少ない都心部を対象に山下公園ハッピーローソンとJA横浜と市の連携により野菜市等を開催しました。



#### ○横浜型アグリツアーの促進

地産地消を観光資源として活用するため、文化観光局やNPO法人と連携し、横浜の食や農に関するガイドを育成しました。



# 資源循環

～循環型社会の構築～

## 総合評価

### 《環境と人・地域社会》

平成24年度は、『ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）』に基づき、生ごみを少なくする工夫（食べ切り、水切りなど）や簡易包装の推進など、3Rの中でとりわけ環境にやさしい発生抑制（リデュース）に取り組むことで、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図りました。また、各区の特色を生かした様々な啓発活動などを通じて、人と地域社会の関わりを深めました。

### 《今後の取組予定》

平成25年度は、横浜市中期4か年計画の最終年度であり、『ヨコハマ3R夢プラン』の中間目標年度でもあることから、プランに掲げた目標の達成に向けて、市民・事業者の皆さんに3R行動を更に推進していただけるような働きかけを行います。

## (1) 一般廃棄物に関する取組

### 2025（平成37）年度までの環境目標

#### 【横浜の未来（一般廃棄物行政における将来ビジョン）】

- みんなが協力し合い、誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。
- より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。
- 清潔できれいなまちが実現しています。

#### （達成状況の目安となる環境の状況）

- ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成37（2025）年度までに平成21（2009）年度比で50%以上（約14万トン-CO<sub>2</sub>）削減
- ・総排出量（ごみと資源の総量）を平成37（2025）年度までに平成21（2009）年度比で10%以上（約13万トン）削減

### 2013（平成25）年度までの取組方針

【目標】新たなステージに挑戦し、さらなるごみの減量化・資源化が進んでいます。

【達成指標】※平成21（2009）年度比

- ・総排出量（ごみと資源の総量）の削減▲3%以上（約4万トンの削減）
- ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減▲10%以上（約3万トン-CO<sub>2</sub>の削減）

## 分野別計画の紹介

### ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）

G30を礎に、分別・リサイクルはもちろんのこと、環境に最もやさしいリデュースの取組を進めて、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。

市民・事業者の皆様とともに、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組みます。

計画期間：2010（平成22）年度から2025（平成37）年度まで



# 現状とデータ

平成24年度の全市の総排出量（ごみと資源の総量）は、約127.5万tで、平成21年度に対して0.04%（約600t）減少しました（図14）。ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量は、約25.5万t-CO<sub>2</sub>で、平成21年度に対して9.6%（約2.7万t-CO<sub>2</sub>）減少しました（表1）。

表1 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量

		H21年度比
H21	28.2万t-CO <sub>2</sub>	—
H22	23.0万t-CO <sub>2</sub>	▲18.4%
H23	25.3万t-CO <sub>2</sub>	▲10.3%
H24	25.5万t-CO <sub>2</sub>	▲9.6%

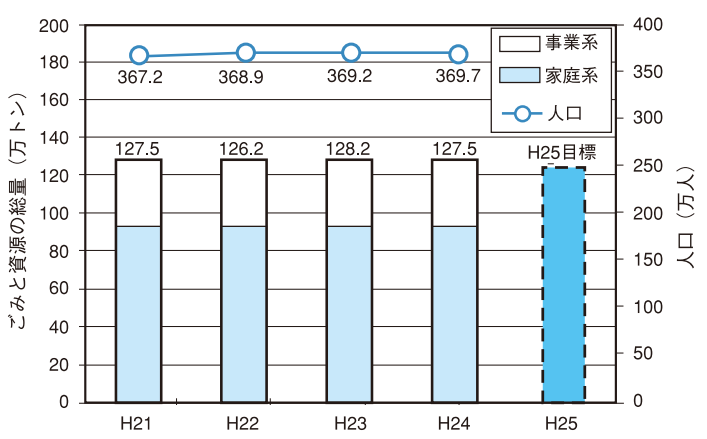


図14 ごみと資源の総量及び人口の推移

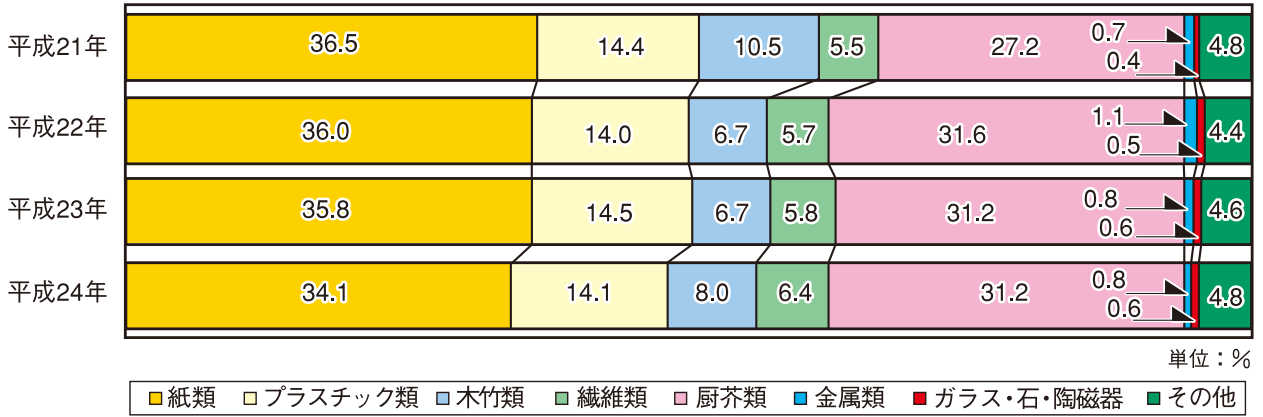


図15 焼却工場に搬入され焼却する全てのごみ組成の経年変化 (工場ごみピットから採取したごみのデータを使用。全て湿基準で表示。)

焼却工場に搬入されるごみの組成をみると、紙類が34.1%、プラスチック類が14.1%、厨芥類が31.2%となっています（図15、16）。

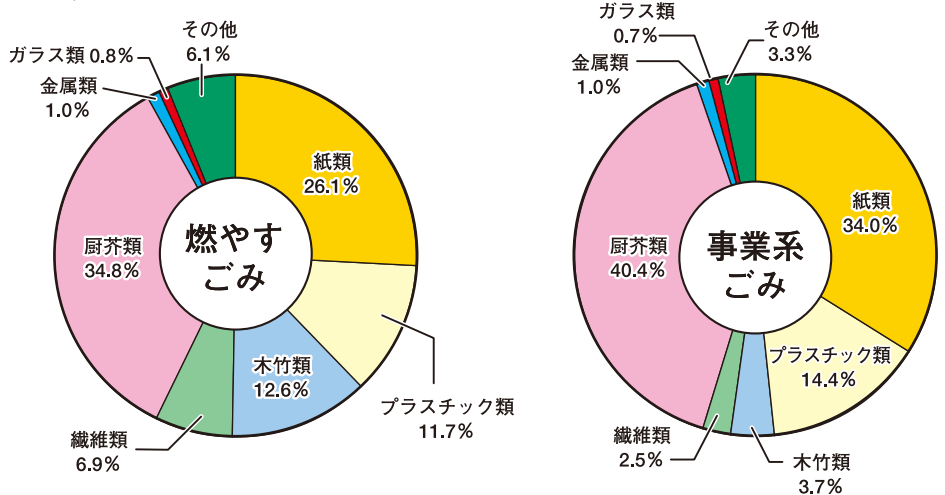


図16 燃やすごみ・事業系ごみの組成 (平成24年度) (「燃やすごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみ。「事業系ごみ」は、焼却するものの組成。全て湿基準で表示)

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 発生抑制等推進事業

循環型社会の実現を目指して“分別・リサイクル”に続く新たなステージとして、市民・事業者と連携し、過剰な容器包装の削減をはじめ、ごみとなるものの自体を減らす発生抑制（リデュース）の取組を推進しています。

平成24年度は、イベントでの使い捨て容器を削減するため、繰り返し洗って利用できるリユース食器の活用をしていただけるよう、運営方法や導入までの流れ等を記載した「リユース食器導入の手引き」を作成しました。

また、関内地区のコンビニエンスストア1店舗でマイバッグの推進を啓発するキャンペーンを開催しました。

さらに、市内のスーパー6店舗で食品トレーを使わない生鮮食品や詰替商品などの簡易包装推進キャンペーンを開催したほか、瀬谷区内のスーパーマーケット3店舗で食品トレー削減キャンペーンを6回開催しました。

平成25年度は、ヨコハマR（リデュース）ひろば<sup>※</sup>を中心にして、リデュースに関する取組紹介や、3R関連情報の提供を行うほか、食品廃棄物の削減推進に取り組んでいきます。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
ヨコハマRひろば取組数	5取組/年	3取組/年	12取組（H22～25の累計）



オフィスでも3R夢！（マイバッグ・マイ箸宣言！）  
キャンペーン

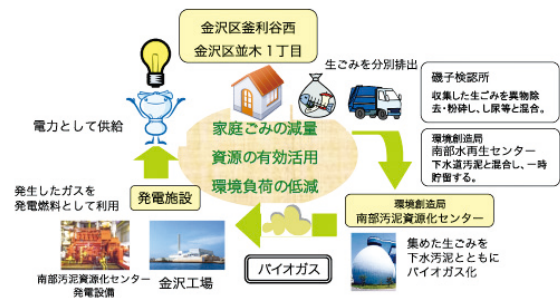
※「ヨコハマRひろば」は、平成22年10月に発足した市民・事業者・行政の3者が協力し合い、誰もが参加できる「リデュース」をはじめとする「3R」推進の仕組みです。

### イ 更なるごみの資源化

家庭から出る燃やすごみに含まれる生ごみの資源化を検討するため、これまでの収集方法や前処理方法、対象地区等を変更し、平成23年12月から金沢区内で実証実験を行いました。

平成24年度も、前年度から引き続き、金沢区の2地区約600世帯で生ごみのバイオガス化実証実験を実施し、約50tの生ごみを収集しました。

平成25年度は、この実証実験の結果や他都市の生ごみ減量化・資源化の取組について評価・整理するとともに、生ごみバイオガス化の実施に向けた課題を整理し、検討を進めていきます。



生ごみガス化実証実験

### ウ 事業者による減量化と分別徹底の推進

大規模事業所に対して減量化・資源化等計画書の提出を求めるほか、立入調査を実施して減量・リサイクルを推進しています。

平成24年度は、大規模事業所の立入調査を891件、中小事業所の立入調査及び現況確認を3,488件実施しました。また、大規模事業所の減量化・資源化等計画書の提出率は98%でした。

平成25年度は、大規模事業所への立入調査を800件、中小事業所への立入調査及び現況確認を2,600件実施する予定です。

主な取組目	平成23年度	平成24年度	平成25年度（目標）
大規模事業所立入調査件数	865件/年	891件/年	7,200件（H22～25の累計）
中小事業所立入調査及び現況確認件数	3,154件/年	3,488件/年	

## 工 資源集団回収の推進

自治会など地域主体の資源集団回収により、ごみの減量と資源の再利用を推進しています。

平成24年度末の資源集団回収による古紙回収率は96%でした。

資源集団回収への移行促進に取り組み、平成25年度は、資源集団回収による古紙回収率100%の達成を目指します。

主な取組 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度末 (目標)
資源集団回収 による古紙 回収率	93%	96%	100%

## 最終処分場の延命化と焼却灰の有効利用

快適な市民生活に不可欠な最終処分場を長期かつ安定的に確保するため、新規処分場の整備を進めるとともに、焼却灰の資源化実施に向けた検討を進めます。

## コラム

### お気に入りのドリンクと歩こう。 「マイボトルスポット」が 144 か所に拡大！

#### 「マイボトルスポット」で、お持ちのマイボトルに飲み物を！

平成22年10月に試行的に4か所で開始した「マイボトルスポット」。徐々に数を増やし、(公財)横浜市緑の協会管理施設や、マイボトルに対応したチェーン系カフェブランドなどがマイボトルスポットに登録！平成25年11月末時点で、合計144か所になりました。

#### 「マイボトルスポット」とは？

マイボトルスポットとは、飲みものを、持参したマイボトルに入れて販売・提供する店舗等のことで、横浜市独自の名称です。

マイボトルを活用していくことで、ペットボトルなどの使い捨てを減らしていくことができます。マイボトルで飲みものをおいしく楽しみながら、ごみを減らしていくライフスタイルを広げていきませんか？



※ PET ボトルリサイクル推進協議会資料等より算出

ヨコハマRひろばウェブサイト内、マイボトルスポットのホームページもぜひご覧ください。

マイボトルスポット

検索



## (2) 産業廃棄物に関する取組

### 2025（平成37）年度までの環境目標

- すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。
- より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。
- すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。  
※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」将来ビジョンより

### （達成状況の目安となる環境の状況）※2015年度まで

- ・産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。
- ・産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。
- ・産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。  
※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」計画目標より

### 2013（平成25）年度までの取組方針

環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。

- ・市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- ・平成27年度、最終処分率7%以下を目指します。

## 分野別計画の紹介

### 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では、市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を示した第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を平成23年3月に策定しました。

### 第6次処理指導計画の主な特徴

- (1) 発生抑制の指針として市内総生産あたりの産業廃棄物発生量の指標を導入
- (2) 3Rを推進するための制度の導入・普及
- (3) 温暖化対策を考慮した産業廃棄物対策の推進

## 現状とデータ

「産業廃棄物」は、大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です（図17）。

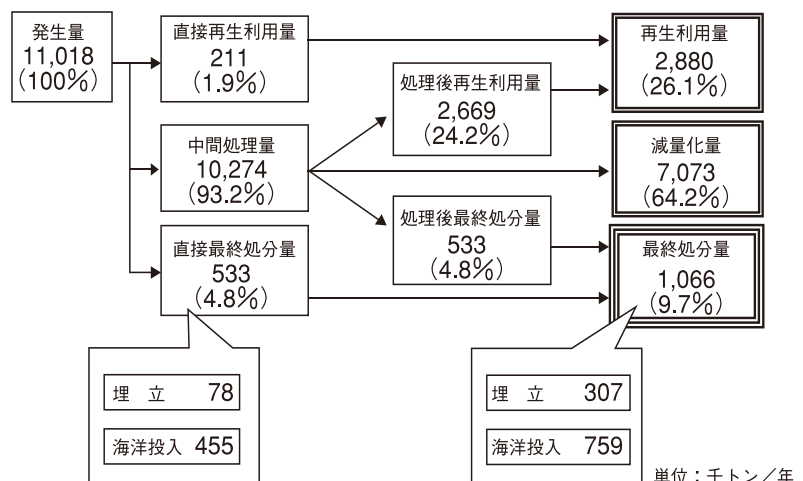


図17 産業廃棄物処理処分フロー（平成23年度）

平成23年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,102万t（前年度比2.1%増加）です。中間処理等による減量化量は、約707万t、再生利用量は約288万t、埋立や海洋投入により最終処分される量は、約107万tとなっています（図18）。

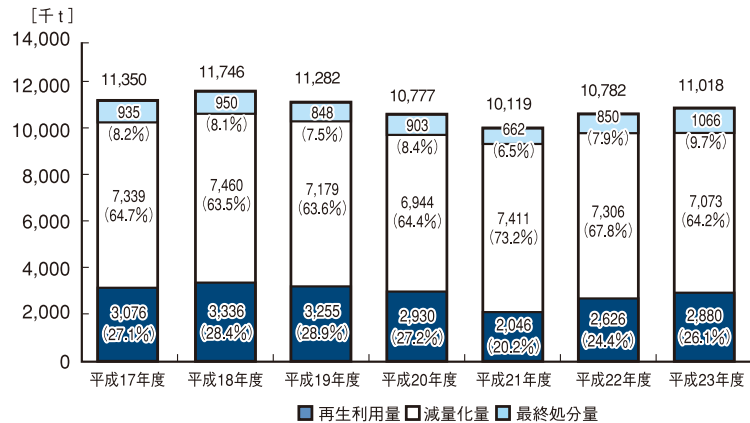


図18 産業廃棄物・処分別発生量（平成17年度～23年度）

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 循環型社会を目指した取組の推進

平成24年度は、多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導を実施しました。併せて、自主管理事業の周知方法等の検討を行いました。

また、「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱」に基づく計画書等の受付をしました。

今後も引き続き、多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導等を実施し、また、個別指定制度の民間工事への拡大の検討、「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱」の周知などを実施していきます。

### イ 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

#### (ア) PCB、アスベストなど産業廃棄物の適正処理指導の徹底の推進

平成24年度は、PCB、アスベスト廃棄物の適正処理に向けた立入調査等を実施しました。また、排出事業者向けの廃棄物処理セミナーでの講義を行うとともに、処理施設を有する産業廃棄物処理業者に対し、文書による施設の防火管理の注意喚起を行いました。

今後も引き続き、PCB、アスベスト廃棄物の適正処理に向けた立入調査等、排出事業者向けの廃棄物処理セミナーでの講義を実施していきます。

#### (イ) 不法投棄・不適正処理の未然防止のための監視体制強化の推進

産業廃棄物の相談窓口を開設している各区収集事務所と、産業廃棄物対策課の県警OB職員を中心とする専従機動班との連携

により、不適正処理への迅速対応を実施しています（表2）。

今後も、不法投棄・不適正処理の早期発見や、未然防止のための監視指導を強化していきます。

表2 苦情内容の内訳（平成24年度）（単位：件）

内容	収集事務所受付	産業廃棄物対策課受付	合計
屋外焼却	3	8	11
保管基準違反	6	41	47
悪臭・ほこり	0	33	33
不法投棄	2	33	35
騒音	0	8	8
その他	1	35	36
計	12	158	170

#### (ウ) 災害時の廃棄物処理体制の整備

平成24年度は、解体廃棄物処理に係る計画を見直し、資源循環局防災マニュアル内で計画を策定しました。

平成25年度は、道路啓開等に伴う解体廃棄物の処理や仮置き場に関する検討を行います。

### ウ 市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携の強化

平成24年度は、市民向けのリーフレット「さんばいってなーに」を各区における区民まつり等で配布し、廃棄物の取組について普及啓発を行いました。また、戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業について、市民の皆様向けに改善工事の周知を行いました。

# 生活環境

～安全で安心・快適な生活環境の保全～

## 総合評価

横浜市は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法などに基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音の調査を行っています。

平成24年度の大気環境及び水環境の環境基準への適合状況は以下のとおりです。

(大気環境)

(水環境)

二酸化硫黄	全18局で適合	健康項目(河川)	全地点で適合
一酸化炭素	全3局で適合	生活環境項目(河川)	全11地点で適合(BOD)
浮遊粒子状物質	全28局で適合	健康項目(海域)	全7地点で適合
二酸化窒素	全28局で適合	生活環境項目(海域)	6/7地点で適合(COD)
光化学オキシダント	全19局で不適合	全窒素(東京湾内)	6/7地点で適合
微小粒子状物質	1/6局で適合	全りん(東京湾内)	5/7地点で適合

今後も引き続き、安全で安心・快適な生活環境を保全するため、関係法令や生活環境保全条例に基づき、各取組を着実に推進します。なお、大気中の放射線量についても継続して測定・公表していきます。

## (1) 大気環境の保全

### 2025(平成37)年度までの環境目標

- 市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。

### (達成状況の目安となる環境の状況)

項目	改善指標(～2013年度)	達成指標(～2025年度)
二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準への適合。	環境基準に適合した地点においては、環境基準の下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)。
浮遊粒子状物質	大気汚染に係る環境基準への適合。	(2013年度までの達成状況の評価により検証)
光化学オキシダント	光化学スモッグ注意報等の発令がないことを目指す。	大気汚染に係る環境基準への適合。
微小粒子状物質	測定体制の整備を進める。	微小粒子状物質に係る環境基準への適合。
悪臭	市民が日常生活において不快を感じない。	(2013年度までの達成状況の評価により検証)

### 2013(平成25)年度までの取組方針

- ・微小粒子状物質や光化学オキシダントなど、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。
- ・大気汚染対策の取組を推進します。

## 現状とデータ

### 【窒素酸化物】

横浜市における工場・事業場からの窒素酸化物排出量は、規制・指導を進めてきた結果、大幅に改善されています。また、環境濃度に及ぼす影響は、工場などの煙突に比べ、低い位置から排出される自動車の方が大きいと考えられます。

### ①一般環境大気測定局

二酸化窒素は一般環境大気測定局全局で測定しています。二酸化窒素濃度は昭和50年代後半からおおむね横ばいで推移してきましたが、平成11年度からは改善傾向を示しており、平成24年度は全局が環境基準に適合し、横浜市環境目標値(達成指標)

には15局が適合しました。

二酸化窒素濃度の年平均値を見ると、発生源が多い都心部や臨海部の測定局の濃度に比べ、郊外部の栄区や金沢区の測定局の濃度は低くなっています。

濃度分布については、簡易測定法で行い、市内を2km四方に分割し、分割地域のほぼ中央を測定地

点としています。

濃度が高いのは鶴見区・中区の臨海部で、この地域は大規模工場群や主要道路が集中しています。郊外部では全般に濃度が低くなっていますが、主要道路が通っている地域では濃度の高いところが見られます。

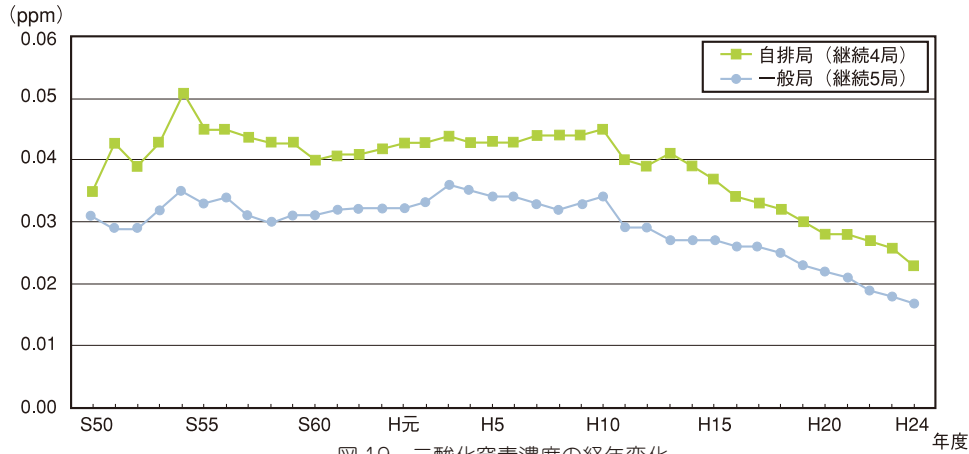


図 19 二酸化窒素濃度の経年変化

### ②自動車排出ガス測定局

幹線道路の沿道では一般環境と比べて、窒素酸化物濃度に占める一酸化窒素濃度の割合が高くなっています。

これは、自動車から排出される窒素酸化物のほとんどが一酸化窒素であり、道路近傍では一酸化窒素から二酸化窒素への酸化があまり進まず、一酸化窒素として測定される割合が多いためです。

平成24年度は全局が環境基準に適合しましたが、横浜市環境目標値(達成指標)には3局が適合しました。

### ③工場等(固定発生源)

工場などの固定発生源に対しては、「大気汚染防止法」(以下「大防法」という。)及び「横浜市生活環

境の保全等に関する条例」(以下「市条例」という。)により排出基準(規制基準)の遵守、排出量低減のための良質燃料の使用、窒素酸化物の発生を抑える燃焼方法の採用等の規制・指導を行っています。

これらの施策に加えて事業者の自主的な取組もあり、平成23年度の排出量は4,211tでした。昭和49年度に比べ約90%減少しています。(集計に時間を要するため平成23年度を記載)

### 【浮遊粒子状物質】

#### ①一般環境大気測定局

主な一般環境大気測定局の浮遊粒子状物質濃度の経年変化は図20のとおりです。

平成24年度は全局が環境基準及び横浜市環境目標値(改善指標)に適合しました。

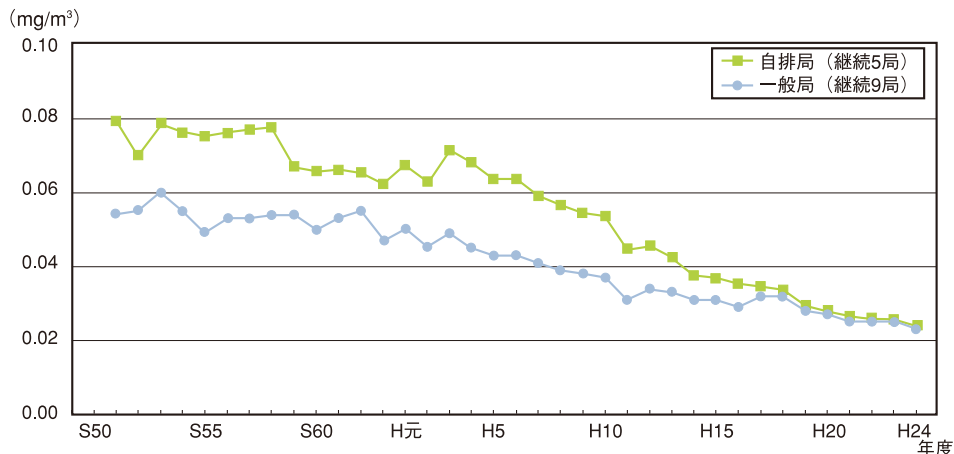


図 20 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



### ②自動車排出ガス測定局

自動車の走行に伴って発生する浮遊粒子状物質は、燃料などの燃焼によって排気管から排出されるもののほか、ブレーキやタイヤなどの磨耗によるもの、道路面からの土砂の舞いあがりによるものなどがあります。

平成24年度は全局が環境基準及び横浜市環境目標値（改善指標）に適合しました。

### ③工場等〈固定発生源〉

「市条例」による粒子状物質の規制を取り入れ、工場・事業場に対する効果的な対策の実施の結果、現在では環境改善が進んでいます。

#### 【微小粒子状物質】

微小粒子状物質は、平成21年9月環境省告示により新たに環境基準が定められ、平成23年度から測定を開始しました。

平成24年度は、新たに一般環境大気測定局1局及び自動車排出ガス測定局2局で測定を開始し、6局中1局で環境基準に適合しました。

今後も継続的に監視測定を行いながら、測定機の整備も進めていきます。

#### 【光化学オキシダント】

光化学オキシダントは一般環境大気測定局19局で測定しており、平成24年度は全局とも環境基準及び横浜市環境目標値（改善指標・達成指標）に適合しませんでした。

光化学スモッグは、①風が弱い②気温が高い③日射が強い④視程が悪いなどの条件が重なった日に発生しやすい傾向があります。

神奈川県は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上の状態となった場合で、かつ気象条件などから判断してその状態が継続すると認められるとき、光化学スモッグ注意報を発令し、更に1時間値が0.24ppm以上となり、その状態が継続すると認められる場合に警報を発令します。

#### 【揮発性有機化合物（VOC）】

VOCは浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつといわれています。「大防法」が改正され、大規模施設のVOC排出規制が平成18

年4月から始まりました。VOCの排出抑制については、排出規制に加えて自主的取組を促進するというベストミックスの手法が取り入れられています。今後も引き続き市内のVOCの排出量調査や事業場への立入測定を実施し、排出量削減に努めていきます。

#### 【一酸化炭素】

一酸化炭素は自動車排出ガス測定局3局で測定しており、平成24年度は全局が環境基準に適合しました。

一酸化炭素は自動車の排出ガス対策の効果が著しく、昭和50年頃をピークに濃度が減少、昭和50年代後半からは低濃度で推移し、環境基準を達成しています。

#### 【硫黄酸化物】

##### ①一般環境大気測定局

二氧化硫濃度は一般環境大気測定局18局で測定しています。濃度は昭和42年度をピークに、その後の燃料規制等により、大幅に減少し、これに伴い昭和50年代半ばからは、全局が長期的評価で環境基準に適合しています。

##### ②工場等〈固定発生源〉

工場などの固定発生源に対しては、「大防法」及び「市条例」に基づき、排出基準（規制基準）の遵守、排出量負荷の少ない気体燃料への転換等について規制・指導しています。

その結果、平成23年度の排出量は782tであり、昭和43年度に比べ99%以上減少しています。（集計に時間を要するため平成23年度を記載）

#### 【有害大気汚染物質】

環境基準又は指針値が設定されている有害大気汚染物質12物質に関する適合状況は、測定を行った一般環境大気測定局3局（一般環境地域1局、固定発生源周辺地域2局）と自動車排ガス測定局2局（沿道地域2局）の全局で適合しました。なお、有害大気汚染物質の調査地点は、「一般環境地域」、「固定発生源周辺地域」及び「沿道地域」に分類されています。

**【悪臭対策】**

悪臭公害に対しては、「悪臭防止法」及び「市条例」に基づいて工場やその他の事業場に対し、規制基準の徹底を図るように規制指導を行っています。「悪臭防止法」では、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（22物質）と規制濃度が定められていま

す。また「市条例」により、人の嗅覚を利用した官能試験法による臭気指数での評価を行い、規制指導を行っています。

表3 工場等の臭気測定箇所数（箇所）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
9	5	7

**2012（平成 24）年度の主な取組実績と今後の取組予定**

**ア 微小粒子状物質対策**

測定体制の整備及び状況把握を最優先に取り組んでいます。

平成24年度は、新たに4月から3測定局で微小粒子状物質の測定を開始し、測定データ（速報値）を公表しました。3月からは高濃度予報を開始し、年度末に2測定局に自動測定機を整備しました。

平成25年度内には、10測定局で自動測定機を整備し、市内全区で常時監視を実施します。

然ガス（CNG）自動車5台に対して補助を実施しました。また、エコドライブ講習会を7回開催し、移動発生源としてトラック等の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の排出抑制を促進しました。

平成25年度も引き続き、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの排出が少ないハイブリッド自動車やCNG自動車に対する補助、エコドライブ講習会を実施していきます。

**イ 光化学オキシダント対策**

光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）の排出総量抑制を進めています。

平成24年度は、引き続きVOC排出量調査、VOC立入検査を実施するとともに、神奈川県公害防止推進協議会や九都県市と共同で夏季のVOC対策に関する啓発活動を実施しました。また、光化学オキシダントの現況再現シミュレーションの実施と発生源の寄与解析を実施しました。

VOC排出量削減の実態把握と規制対象外の工場・事業場の削減への取組が課題であり、今後も引き続きVOC排出量調査やVOC排出工場・事業場への立入検査などを実施していきます。

**エ 悪臭対策**

発生源への規制・指導を進めています。

平成24年度は、悪臭物質の臭気測定を実施しました。また、発生源指導等の苦情対応をしました。

都市・生活型の悪臭問題については、未然防止が課題であり、今後も引き続き、悪臭物質の臭気測定などを実施していきます。

◆「横浜スマートシティプロジェクトなどの推進」についてはP33-P34に掲載しています。

**ウ 二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策**

移動発生源対策として、九都県市指定低公害車に指定されているトラック等への代替促進や電気自動車（EV）等の普及を促進するため、導入補助を行っています。

平成24年度は、九都県市指定低公害車110台、天

## (2) 水環境の保全

2025（平成37）年度までの環境目標		
●魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいます。		
(達成状況の目安となる環境の状況)		
項目	達成指標（～2025年度）	
水質基準	BOD（河川）	水域別に設けられた水質汚濁に係る環境基準、水環境目標への適合。
	COD（海域）	
	全窒素（海域）	
	全りん（海域）	
生物指標	生物指標による水環境目標への適合を目指すとともに、当面は海域の調査地点9か所中6か所での達成を目指す。	
赤潮	大規模な赤潮の発生がないことを目指すとともに、当面はモニタリング項目等の検討を行っていく。	

2013（平成25）年度までの取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富栄養化対策や東京湾水質改善など、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。</li> <li>・水質汚濁対策の取組を推進します。</li> </ul>

## 現状とデータ

### 【公共用水域の水質測定】

水質汚濁状況を的確に把握するため、測定計画に基づく河川、海域及び地下水質の定期的な測定を実施するとともに、補足調査として、測定計画地点以外の中小河川調査を実施しています。

#### ①測定計画

測定計画は「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）に基づく「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に従って、国土交通省、神奈川県及び政令市がそれぞれ分担して測定しており、市内には、国・大和市の測定点を含み、河川21地点、海域7地点の合計28地点の測定地点があります。

公共用水域の測定頻度は、河川、海域とも毎月1回（河川は1日2回採水、海域は1日1回上下2層を採水）です。測定項目はBOD等の生活環境項目10項目、全シアンなどの健康項目27項目、銅、フェノール類等の特殊項目7項目、アンモニア性窒素等のその他の項目8項目及び観測項目13項目の合計65項目です。

地下水質測定計画は概況メッシュ調査96地点及び定点調査8地点の合計104地点と、過去に汚染が確認された地下水を継続的に調査する継続監視調

査を実施しています。調査頻度は年1回、測定項目はカドミウム、pHなどの合計32項目（環境基準項目27、一般項目5）です。この他、本市独自調査で発見された汚染井戸の追跡調査も行っています。

#### ②公共用水域の測定結果

##### ・健康項目

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、全シアンは最高値で、その他の項目は年平均値で評価するとされています。

平成24年度は、全項目全地点で環境基準に適合しました。

##### ・生活環境項目

河川・海域の有機性汚濁の代表的指標であるBOD（河川）、COD（海域）の環境基準については、河川は21地点中21地点、海域は7地点中6地点が適合しました。

##### ・全窒素及び全りん（海域）

全窒素及び全りんは7地点中それぞれ全窒素6地点、全りん5地点で環境基準に適合しました。

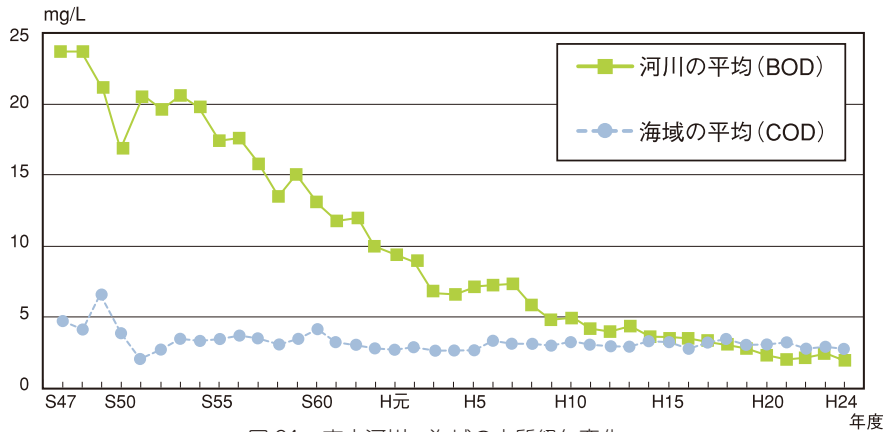


図 21 市内河川・海域の水質経年変化

### ③地下水の測定結果

定点調査 (8地点) 及びメッシュ調査 (96地点) では、環境基準が定められている27項目を調査しました。このうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で、ヒ素が1地点で環境基準に不適合でした。

継続監視調査23地点で、対象項目の調査を行った結果、テトラクロロエチレンが2地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7地点で環境基準に不適合でした。

これまでに本市独自調査で発見された汚染井戸66地点について監視調査及び追跡調査を行った結果、1,2-ジクロロエチレンは3地点、トリクロロエチレンは4地点、テトラクロロエチレンは10地点で環境基準を超過していました。

### ④中小河川調査

中小河川調査は27地点で年2回、BOD、COD、DO (溶存酸素) などの生活環境項目を調査しています。

各河川におけるBODの値は、鶴見川水系 (11地点) で年平均値0.8~2.3mg/L、境川水系 (7地点) で0.3~1.5mg/L、帷子川水系 (8地点) で1.0~3.7mg/L、大岡川水系 (1地点) では0.9mg/Lでした。

### ⑤自動測定

河川、海域の水質自動測定局 (河川5局及び海域1局) において水質の常時監視を実施するとともに、東京湾に日量1,000m<sup>3</sup>以上排水する29事業場についてテレメータによるCODなどの排出汚濁負荷量の常時監視を実施しています。

平成24年度は、河川のpH、DOの1時間値の年平均値は、全局で環境基準値以下でした。また、海域

(本牧)のCODの日平均値の75%値は海域 (B類型) の環境基準値以下でした。

なお、河川のCODの1時間値の年平均値は、柏尾川測定局の7.1mg/Lが最高で、最低は帷子川測定局の2.0mg/Lでした。健康項目のシアンは測定を行った3測定局全てで検出されませんでした。

また、テレメータ監視対象事業場については、全事業場が基準に適合していました。

### ⑥水環境評価地点調査

本市では、市内の河川や海域を区分けして、区域ごとに水環境目標を掲げています。水環境目標の評価地点 (河川74地点、海域8地点) のうち、測定計画及び中小河川調査地点を除いた河川49地点、海域2地点で、年2回、BODなどを調査しています。

水環境目標の達成状況は、BOD (河川) は評価地点74地点のうち70地点で、COD (海域) は評価地点8地点のうち1地点で達成していました。

### ⑦生物指標による水環境目標達成状況

平成24年に海域の生物モニタリング調査を秋・冬季に実施しました。平成25年度は、春・夏季に調査を実施し、その結果を基に生物指標による水環境目標の達成状況を評価します。



## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 工場・事業場等への規制指導

#### (ア) 届出概要と立入調査

本市では、「水濁法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「市条例」等に基づき、表4に示す特定事業場（1,665事業場）に対し、排水の監視や排水処理施設等の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として立入調査を行っています。その結果、排水基準違反のあるもの又は違反のおそれのあるものについては、その原因を究明し、対策を講じるよう指導を行っています。

平成24年度は、「水濁法」又は「市条例」に基づく立入調査を636件実施しました。立入調査の結果は表5のとおりです。あわせて、違反事業場の多い3業種の件数を示しています。違反原因は、処理施設の維持管理の不徹底等によるものが大半でした。

表4 特定事業場（1,665事業場）における主な3業種

	車両洗淨	クリーニング	研究所
事業場数 (全体に占める割合%)	369 (22.2%)	368 (22.1%)	179 (10.8%)

表5 立入調査結果  
(水質汚濁防止法又は市条例に基づくもの)

排水基準違反事業場	業種	件数(違反割合%)
違反事業場件数 22件 (全体の3.5%)	運輸業	10(45%)
	クリーニング業	3(14%)
	サービス業	2(9%)

(立入事業場数延べ636事業場)

また、「水濁法」の改正への対応、「市条例」の改正を実施しました。

今後も引き続き、事業所等への届出指導・立入調査などを実施していきます。また、「水濁法」の排水基準改正に伴う事業所等への周知や「市条例」施行規則の改正も行います。

#### (イ) 東京湾水質総量規制

排水水を東京湾に排出し、一日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）は、COD、窒素、りんについて一日

当たりの排水量に応じて定められた頻度で汚濁負荷量（特定排出水の指定項目濃度×特定排出水の量）を測定し、結果を記録することが義務づけられています。特に一日当たりの排水量が400m<sup>3</sup>以上の指定地域内事業場は、自動計測器による毎日の測定が義務づけられています。本市ではこのうち1,000m<sup>3</sup>以上の指定地域内事業場については、テレメータによるデータ収集を行っています。

平成24年度は、自動計測器設置事業場へ立入調査を行い、自動計測器の維持管理の状況、実際の排水分析結果と自動計測器のデータの照合を行い、自動計測器の検証を実施しました。

平成24年度における指定地域内事業場の汚濁負荷量測定結果報告において、COD、窒素、りんについて総量規制基準に不適合であった事業場はありませんでした。

#### (ウ) ゴルフ場農薬対策

本市では平成3年に市内5つのゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結しています。これに基づき、ゴルフ場農薬の排水への影響を監視するため、旧魚飼育池において農薬分析調査及び協定ゴルフ場における農薬の使用量調査を実施しています。

平成24年度の農薬分析調査では、各ゴルフ場において使用量の多い農薬8物質について、コース排水（15検体延べ120項目）を調査しました。その結果、調査項目全てが排水の管理目標値を下回っていました。平成25年6月18日に国の「ゴルフ場農薬暫定指針」が、農薬取締法の改正により改訂され、排水の指針値に係る農薬が大幅に増加しました。

#### (エ) 建設工事排水に対する規制

市内における建設工事において、一日当たり10m<sup>3</sup>以上の工事排水を公共用水域に排出するものは、工事排水の汚染状態及び量、処理方法などを届け出なければなりません。

平成24年度は、届出のあった工事現場等について延べ21回の立入調査を行いました。その結果、ほとんどの工事現場で排水対策が適正に講じられていましたが、工事現場の排水処理施設は、適切な維持管理が必要なため、施工者へ管理方法等の指導を行いました。

**(オ) 広域的な水質汚濁対策**

本市は、河川や海の汚濁対策を進めるために、流域の自治体や関係機関等と協力しています。

境川関連では、流域の自治体で構成される「境川・引地川水質浄化等促進協議会」で、平成24年度も浄化対策に係る調査として、水質負荷量汚濁調査、除塵機ごみ分析調査や水生生物調査等を行いました。

**イ 東京湾流域自治体の連携**

東京湾は全国でも代表的な閉鎖性海域で、後背地に2,700万人の人口を抱えており、下水道の整備や総量規制などの施策を進めたものの、依然として都市活動の負荷による富栄養化の傾向が見られ、夏季には、赤潮や青潮、貧酸素水塊が発生する状況です。

そこで、「九都県市首脳会議水質改善専門部会」

では、①国民・流域住民の東京湾再生への関心の醸成、②東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握、③汚濁のメカニズムの解明を目的として、大学や研究機関、市民団体、企業等と連携して、東京湾水質一斉調査を平成20年度から毎夏に実施しています。

平成24年度に実施した調査では、表層は東京湾周辺を中心に溶存酸素(DO)が過飽和となっている状況が観測されました。底層は内湾の北半分を中心にDOの低い海水が広がっていました。(下図22) また、底質調査を共同で実施しました。

東京湾の流域に位置する26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」では、平成24年度の啓発事業として、「君津市生涯学習フェスティバル(環境フェア)」に参加し、東京湾の水環境について啓発活動を実施しました。

平成25年度も引き続き、東京湾環境一斉調査(東京湾水質一斉調査から名称を変更。8月)と東京湾岸自治体環境保全会議の環境啓発事業(10月)による啓発活動を実施します。

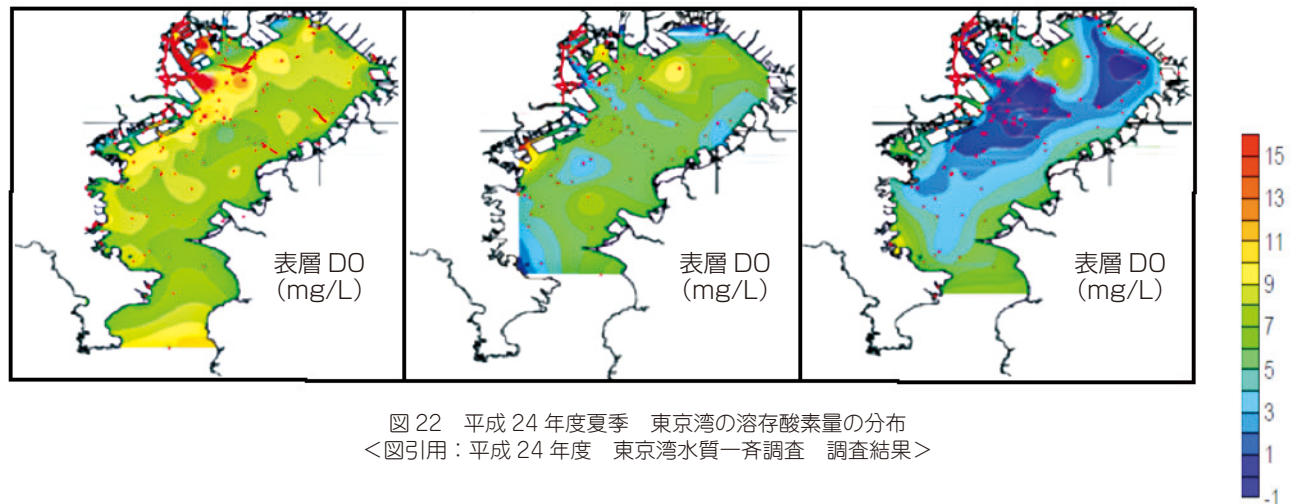


図22 平成24年度夏季 東京湾の溶存酸素量の分布  
 <図引用：平成24年度 東京湾水質一斉調査 調査結果>

**ウ 下水道の取組**

**(ア) 届出の概要と立入検査の実績**

下水道施設を保全すること等を目的として、「下水道法」により、公共下水道に排水する特定事業場に対して施設の設置等の届出等の規制を行っています。また、「横浜市

下水道条例」では、工場排水を処理して公共下水道へ排水するための排水処理施設(以下、除害施設等)の設置等について届出を義務づけています。

平成24年度末現在で、「下水道法」又は「横浜市下水道条例」による届出がされて

いる事業場数は、表6のとおりです。これら届出事業場を主な業種に分類すると、表7に示すとおり、給油所等（給油所、整備工場、自動車販売会社等を含む）、洗濯業、試験研究所、食品製造業、金属製品製造業などの業種の割合が多くなっています。

平成24年度は「下水道法」又は「横浜市下水道条例」に基づく事業場への届出指導を1,435件、立入検査を521件実施しました。立入検査の結果は表8のとおりです。違反事業場には中小企業が多くみられ、その原因のほとんどは処理施設の維持管理の不徹底等によるものでした。

表6 「下水道法」等に基づく届出事業場区分

届出事業場区分	事業場数
「下水道法」上の特定事業場	2,494
その他の届出対象事業場	758

表7 業種別届出事業場数

業 種	事業場数
食品製造業	201
繊維工業	30
化学工業	36
めっき業	46
金属製品製造業	195
旅館業	170
洗濯業	663
試験研究所等	215
病院	110
給油所等	1,020
その他	566

表8 違反事業場数及び違反率

届出事業場区分		立入事業場数	違反事業場数	違反率 (%)
特定事業場	表面処理施設	93	4	4
	電気めっき施設	99	7	7
	洗濯業	15	1	7
	試験研究所等	114	2	2
	その他	173	5	3
その他の事業場		27	0	0
合計		521	19	4

(イ) 講習会の実施

本市では、除害施設等を維持管理する方への資格の付与を目的とし、除害施設等管理責任者資格認定講習を実施しています。平成24年11月6日と7日に開催し、289名の参加がありました。また、事業者に対する啓発などを目的として、除害施設等維持管理講習会を実施しました。平成24年6月19日に開催し、外部講師による事故の未然防止やリスク管理についての講義及び法令改正等に関する説明を行い、116名の参加がありました。

(ウ) 事故防止の啓発

下水道における有害物質等の流出事故を未然に防止するため、事業場への周知、啓発を行いました。例年流出事故が起きやすい年末等の時期に、過去に流出事故が起きた下水処

理区の事業場に対し、注意喚起のための周知や立入調査を実施しました。また、油水分離槽を設置している事業場に対して、維持管理や届出に関する啓発を行いました。

(エ) 下水道法施行令の改正に伴う対応

平成24年5月に「下水道法施行令」等が一部改正、施行されました。今回新たに1,4-ジオキサンが有害物質に指定となり、併せて公共下水道への排水の水質基準も設定されました。これに伴って「横浜市下水道条例」及び「施行規則」を改正しました。また、市内の各関連事業場がこれらの変更に対応できるよう周知を徹底して行い、使用及び排出状況の実態調査を行いました。

(オ) 高度処理施設の増設の推進

神奈川水再生センター及び港北水再生セン

ターにおいて、高度処理施設の増設を推進しました。また、合流式下水道の改善を実施しました（雨水吐改良か所数：堰高改良2か所、夾雑物対策8か所）。

今後も継続して、「横浜市下水道事業『中期経営計画2011』」に基づき、計画的な事業を推進していきます。

## 工 赤潮対策の強化

赤潮とはプランクトンの異常増殖により海水が

変色する現象をいいます。

平成24年度は、赤潮プランクトンの検鏡、色見本等のモニタリング項目を検討しました。

今後は、検鏡や色見本等のモニタリング項目の検討などに加え、モニタリングの試行実施を検討していきます。

- ◆「まちづくりと連携した海づくり」はP26-P27に、「市民参加等による生物多様性の取組」はP43、P14-P15に、「多自然川づくりの取組」はP54に掲載しています。

## (3) 地盤環境の保全

### 2025（平成 37）年度までの環境目標

- 地盤沈下や土壌・地下水汚染による被害がなく、きれいな湧き水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしています。

### （達成状況の目安となる環境の状況）

項目	改善指標（～ 2013 年度）
地盤沈下	地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない。
土壌汚染	土壌汚染の拡散が防止されている。
地下水の水質汚濁	鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。

※達成指標（～ 2025 年度）は、2013 年度までの達成状況の評価により検証します。

### 2013（平成 25）年度までの取組方針

- ・改善指標の達成に向け、地盤環境の取組を推進します。

## 現状とデータ

以下のア～ウの取組内の実績を参照。

## 2012（平成 24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 地盤沈下対策

地盤沈下は、主に地下水位の低下に伴い粘土層が収縮することにより生じる現象です。そこで工場などによる地下水の過剰な汲み上げや大規模地下掘削工事による大量の地下水排除による地盤沈下を防止するため、「市条例」に基づき事業者等への規制指導を行っています。

#### （ア）条例等による地下水採取規制

事業者等が地下水を採取する場合は、「市

条例」に基づき、揚水機の構造により許可制（揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm<sup>2</sup>を超える場合）又は届出制（同6cm<sup>2</sup>以下の場合）として規制されています。この他に、鶴見区・神奈川区の臨海部の一部では、「工業用水法」による規制があります。

平成24年度における新規の地下水揚水施設の許可・届出件数は18件でした。



### (イ) 条例による地下掘削工事の届出

地下掘削工事に伴う地下水排除を原因とした地盤沈下の対策として、一定規模以上の掘削作業を行う事業者は「市条例」に基づき、届出を行い地盤沈下の防止に努める必要があります。

平成24年度における届出件数は、16件でした。

### (ウ) 精密水準測量調査

地盤沈下の状況を面的に把握するため、市域(434.98km<sup>2</sup>)の沖積低地を主とする171.90km<sup>2</sup>(39.5%)を対象とし、測量延長316km、調査点数339地点の精密水準測量を実施しています。

最大沈下量は金沢区で記録した10.0mmでした。

今後も引き続き、事業所等への規制指導や地盤沈下の監視を実施していきます。

## イ 土壌汚染対策

土壌汚染による人の健康被害の防止や環境汚染の拡大を防止するため、「土壌汚染対策法」及び「市条例」に基づき事業所等の指導を行っています。

平成22年4月に改正された「土壌汚染対策法」の趣旨を踏まえて、平成24年10月に「市条例」を改正しました。主な内容としては、中小規模の土地の開発等が多い本市の実情を踏まえて2,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更時に法と同様の手続き(法では3,000m<sup>2</sup>以上)を行うこと、土壌調査等の実施主体を土地所有者とすることにより土地所有者の債務を明確化したこと、土壌調査において指定調査機関に行わせることにより信頼性を確保したこと、法と整合性をとり手続きの重複がない制度としたこと、などがあります。

また、条例においても汚染が認められた土地は、法と同様に健康被害が生じるおそれに応じて区域の指定を行い、汚染の除去等の措置を実施し適切な土地の管理が義務付けられます。

平成24年度の法に基づく届出件数は、有害物質使用特定施設の廃止等：54件、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更届：79件、形質変更時要届出区域内

の土地の形質変更：33件、その他の届出等：106件でした。

平成24年度の「市条例」に基づく土壌調査報告は、事業所廃止等報告：15件、土地の形質変更届：58件、土壌調査報告：38件、その他の届出等：109件でした。

今後も引き続き、事業所等への規制指導を実施していきます。

## ウ 地下水の水質汚濁対策

### (ア) 地下水汚染対策

地下水の水質汚濁対策は、「水濁法」及び「市条例」に基づき、事業所等の指導を行っています。常時監視井戸やその他の井戸で地下水汚染が確認された場合は、汚染原因者の特定のための調査を行い、地下水の浄化等の指導を行います。

平成24年度は、常時監視井戸：165件、汚染追跡井戸：47件で地下水質調査を実施しました。また、地下水汚染があった13件については、市条例に基づいて浄化指導を実施しました。

今後も引き続き、事業所等への規制指導を実施するとともに、地下水質調査を実施する予定です。

### (イ) 地下水汚染未然防止のための規制

環境省の調査では、事業場からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されています。

これらは、生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、使用の際の作業ミス等による原因の大半であることから、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成24年6月1日に施行されました。

同法では、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

本市では、改正法施行までに事業者に対

して説明会の実施や業界団体の機関での周知を図りました。また、改正による届出は133件ありました。

◆「水環境の取組」はP53に、「農地の保全・活用の推進」はP57に掲載しています。

## (4) 化学物質対策の推進

### 2025（平成 37）年度までの環境目標

- 化学物質が適切に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしています。

### (達成状況の目安となる環境の状況)

項目	改善指標（～2013年度）
化学物質	環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている。
有害化学物質	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る環境基準への適合。
アスベスト	建物の解体などによる大気環境中への飛散が防止されている。

※達成指標（～2025年度）は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。

### 2013（平成 25）年度までの取組方針

- ・化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなど、改善指標の達成に向けた取組を推進します。

## 現状とデータ

### 【化管法に基づく化学物質の排出・移動量届出】

有害なおそれのある化学物質による環境汚染を未然に防止するために、市、市民、事業者の連携した取組を推進しています。事業者に対しては「特定化

学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」及び「市条例」により化学物質の適正な管理を推進しています。

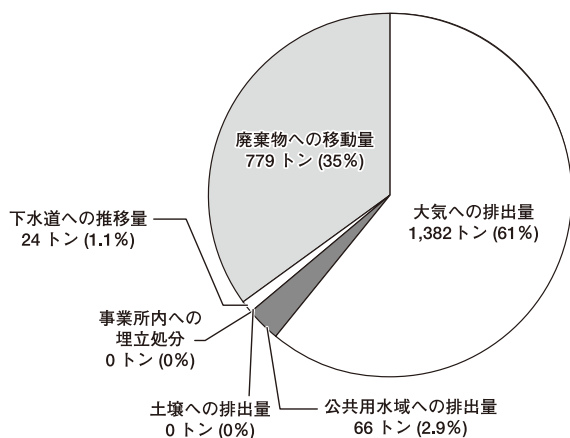


図 23 平成 24 年度（平成 23 年度実績）届出排出量・移動量

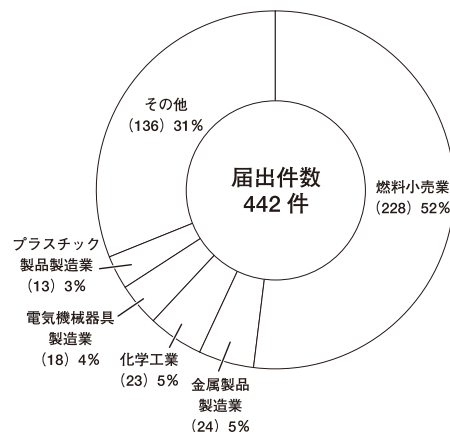


図 24 平成 24 年度（平成 23 年度実績）PRTR\*届出数

※ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）：化学物質排出移動量届出制度

【アスベスト】

横浜市では、市域における大気環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、平成18年度からアスベスト濃度調査を実施しています。平成24年度は市内6地点で年4回測定しました。年間を通じて、各地点の濃度の範囲は0.04未満～0.35本/Lという結果でした。(表9)

大気環境中のアスベストには環境基準はないものの、WHOの環境保健クライテリア(注)によると、世界の都市部における一般環境中のアスベスト

濃度は、1本～10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いと記載されています。

(注) 環境保健クライテリアとは、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)及び国連環境計画(UNEP)が共同で実施している国際化学物質安全性計画(IPCS)において、化学物質ごとに人の健康に及ぼす影響を総合的に評価して取りまとめたものです。

表9 平成24年度調査結果(大気環境中のアスベスト濃度)

NO	調査地点	アスベスト濃度*				範囲	
		春	夏	秋	冬	最大	最小
		5/10～11	8/16～17	11/15～16	1/24～25		
1	鶴見区生麦	0.04 未満	0.08	0.09	0.05	0.09	0.04 未満
2	西区平沼	0.04 未満	0.04	0.35	0.04	0.35	0.04 未満
3	青葉区市ケ尾	0.11	0.04	0.04 未満	0.17	0.17	0.04 未満
4	戸塚区汲沢	0.04 未満	0.04	0.30	0.04	0.30	0.04 未満
5	栄区犬山町	0.04	0.04 未満	0.04	0.13	0.13	0.04 未満
6	瀬谷区南瀬谷	0.04 未満	0.04	0.09	0.23	0.23	0.04 未満

\*測定は、期間中の24時間の試料採取によるものです。(単位:本/L)

2012(平成24)年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 化学物質対策

有害なおそれのある化学物質による環境汚染を未然に防止するために、市、市民、事業者の連携した取組を推進しています。

事業者に対しては「化管法」及び「市条例」により化学物質の適正な管理を推進しています。

平成24年度(平成23年度実績)の化学物質排出移動量届出制度(PRTTR)の届出事業所数は442件(平成25年3月末時点)でした。また、リスクコミュニケーションのための普及啓発として、講座・イベント出展等を7回実施しました。その他、化学物質管理や排出削減等について、事業所の取組をヒアリングしました。環境リスク評価の取組については、現在検討しています。

今後も継続して、PRTTRの届出受理や事業者の化学物質対策の支援などを実施していきます。

イ 有害化学物質対策

事業者が施設の適切な管理を行うため、各法令

に該当する特定施設等に対する届出指導・監視等を行います。

平成24年度は、市内5地点で有害大気汚染物質採取分析調査を12回実施しました。

平成25年度も継続して、モニタリング調査を実施します。

ウ ダイオキシン類対策

(ア) ダイオキシン類の排出規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」(ダイオキシン法)の規制対象となる特定施設(平成24年度末現在、大気基準適用施設82施設・水質基準対象施設67事業所)の設置者に対して、施設の設置・変更などの届出、排出基準の遵守、排出ガス、排出水、焼却灰などのダイオキシン類による汚染状況の測定などの義務を課しています。いずれの施設も排出基準に適合していました。

(イ) 大気・水質・土壌中のダイオキシン類の調査

平成24年度は、大気については6地点、海域6地点、地下水6地点、土壌10地点にて測定を行いました。いずれも環境基準に適合しました。

平成25年度は、大気、河川、地下水の各6地点、土壌10地点で測定を実施していきます。

(ウ) 水再生センター及び汚泥資源化センターにおけるダイオキシン類の調査

水再生センターの流入水と放流水、汚泥資源化センターの焼却炉の排ガスや焼却灰等に含まれるダイオキシン類を調査したところ、いずれも排出基準値を下回っていました。

連問題が発生した際には、関係課長会を開催し、対策等検討していきます。

また、市内6地点で環境中のアスベスト調査を4回実施しました。

平成25年度も引き続き、市内6地点で調査を実施します。

(イ) アスベスト除去等工事届出件数

平成24年度は、219件の「大防法」・「市条例」に基づくアスベスト除去等工事の届出がありました(表10)。横浜市では、施工者に対し、アスベストの飛散防止対策や環境測定強化などの指導を行っています。

なお、アスベストを取り扱う特定粉じん発生施設は、平成24年度末現在において市内にはありません。

エ アスベスト対策

(ア) アスベストへの対応

全庁的にアスベスト対策に取り組んでいます。

庁内のアスベスト関連業務の分担が確立したことから、平成17年に設置した「横浜市アスベスト対策会議」は、平成25年2月14日に廃止しました。今後、新たなアスベスト関

表10 「大防法」・「市条例」に基づくアスベスト除去等工事届出件数(件)

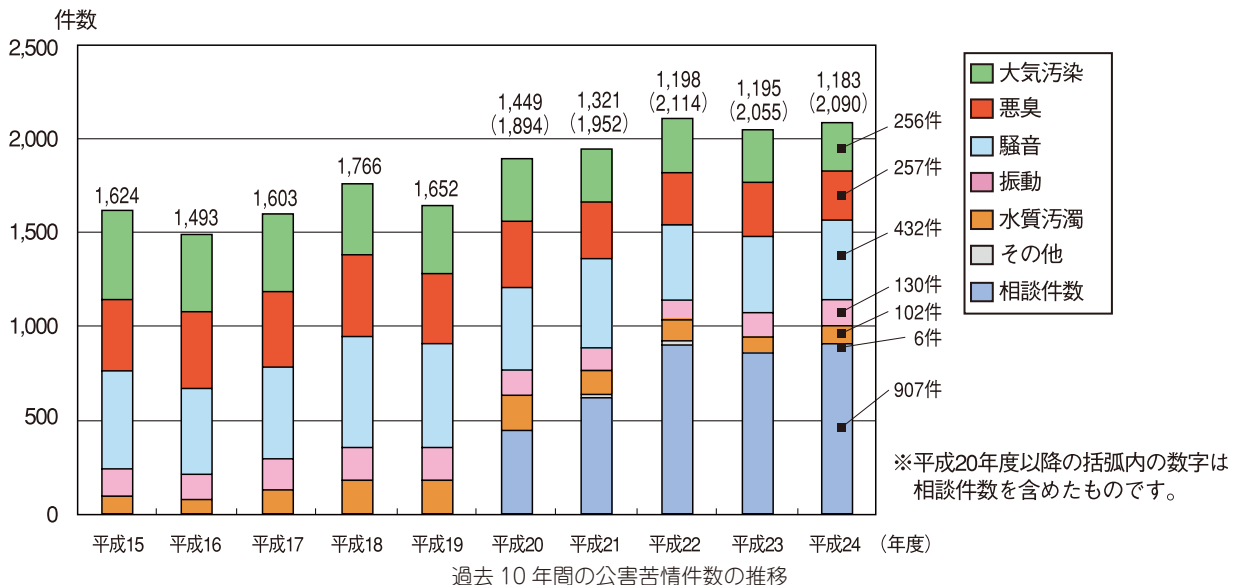
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
296	184	214	231	219

コラム

公害苦情の状況について

平成24年度に現地調査等を実施した公害苦情の受付は、1,183件で、平成23年度とほぼ同数(前年度より12件減少)でした。内訳としては、騒音が一番多く、432件(対前年比+7.5%、30件増)、次いで悪臭257件(同▲13.2%、39件減)、大気汚染256件(同▲7.2%、20件減)、振動130件(同±0%、増減無し)、水質汚濁102件(同+18.6%、16件増)、その他6件の順となっています。

また、上記の公害苦情として受付した件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関することなどについて、来庁、電話、メール等により寄せられた相談件数が騒音・振動等で676件、大気汚染・悪臭等で231件、合計907件ありました。





## (5) 騒音・振動対策の推進

2025（平成37）年度までの環境目標	
●市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	
項目	改善指標（～2013年度）
騒音	市民の住居を主とする地域においては、地域の類型※Cを含め、騒音に係る環境基準における地域の類型A及びBの環境基準への適合。 ○道路に面する地域及び新幹線鉄道は、その環境基準を適用する。 ○航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 注 地域の類型Cの当面の指標は、騒音に係る環境基準における地域の類型Cの環境基準とする。 ※ 地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
振動	市民が日常生活において不快を感じない。
※達成状況（～2025年度）は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。	

2013（平成25）年度までの取組方針
・改善指標の達成に向け、騒音・振動対策の取組を推進します。

## 現状とデータ

### ①一般環境騒音

一般環境騒音は、平成20年度から平成22年度にかけて全18区で測定を実施しました。この結果、環境基準の達成状況は、昼間は全152地点中142地点で（A類型及びB類型で104地点中100地点、C類型で48地点中42地点）で達成しており、夜間は全152地点中112地点（A類型及びB類型で104地点中82地点、C類型で48地点中30地点）で達成していました。（平成23年度及び平成24年度は調査を実施していません。）

### ②道路交通騒音（定点測定）

道路交通騒音状況を把握するため、28地点で調査を実施した結果、20地点で昼夜ともに指標（環境基準）を達成していました。

### ③道路騒音・振動（調査依頼）

道路騒音については6地点、道路振動については8地点で、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しました。この結果、騒音については1地点において指標（環境基準）を達成していました。

### ④新幹線鉄道の騒音・振動（定点測定）

新幹線鉄道の騒音・振動状況を把握するため、24地点で調査を実施した結果、騒音については14地点で指標（環境基準）を達成し、振動については全地点で指針値に適合していました。

### ⑤新幹線鉄道の騒音・振動（調査依頼）

新幹線鉄道の騒音については4地点、振動については4地点で、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しました。

## 2012（平成24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 工場・事業場

騒音・振動の発生を未然に防止するため、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市条例」に基づき、低騒音・低振動型施設の設置を推進するとともに、規制基準を遵守するため、防音壁の設置、建屋内の防音対策、配置の工夫等の指導を行っています。

平成24年度は、特定工場等への届出指導、立入調査、夜間騒音低減のための普及啓発、苦情対応（発生源指導等）を実施しました。

都市・生活型の騒音問題の未然防止が課題であり、今後も引き続き特定工場等への立入調査や普及啓発、都市・生活型の騒音測定などを実施していきます。

### イ 建設作業

建設作業による騒音・振動は、現在、建設現場で使用されている機械が、以前に比べて低騒音・低振動型となっているものの、工場・事業場から発生する騒音・振動と比べるとレベルが高く、また、作業が一時的なものである等の特徴から、対応が難しいものとなっています。

これらの対策として、作業方法、工法等の改善とあわせて、工事施工者に対し、作業期間、作業方法等の工事内容について事前に周辺住民に十分な説明を行い、理解を得るように指導しています。

平成24年度は、特定建設作業現場等への立入調査、建設・解体工事に伴う騒音・振動の未然防止のための普及啓発、発生源指導等の苦情対応を実施しました。

建設作業の騒音・振動は、一時的であるがレベルが高い傾向にあり、作業現場周辺への配慮及び近隣住民の理解が必要です。今後も引き続き、特定建設作業現場等への立入調査、普及啓発などを実施していきます。

### ウ 生活騒音対策

生活騒音については市条例に基づき、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行っています。

平成24年度は、生活騒音の相談者にリーフレッ

ト配布、騒音計の貸出、解決に向けたアドバイスなど、側面的な支援を実施しました。

生活騒音による近隣住民間のトラブルは依然として多く、今後も引き続き、トラブル防止に向けた一層の啓発が必要であり、相談者の側面的な支援を実施していきます。

### エ 道路及び鉄道交通騒音対策

#### (ア) 道路

道路騒音については、幹線道路の経年変化を把握する目的で、毎年定期的に測定しています。

また、市民からの調査依頼に基づく測定を実施し、測定の結果が要請限度を超えた場合には、道路管理者に対して防音壁の設置や舗装の打ち換え、路面補修などの対策を申し入れています。平成24年度は道路騒音測定を6件実施しました。

道路振動については、市民からの調査依頼などに基づく測定を実施しており、平成24年度は、道路振動測定を8件実施しましたが、「振動規制法」に定められた要請限度を超えた地点はありませんでした。

なお、横浜市道路交通環境対策連絡会で、道路騒音・振動について道路管理者と連絡・協議を行っています。

#### (イ) 鉄道

新幹線鉄道及び在来線鉄道の騒音・振動については、経年変化を把握する目的で、毎年定期的に測定するほか、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しています。新幹線鉄道の騒音については、測定結果が環境基準を超えた場合には、鉄道事業者に対して防音壁の設置などの対策を申し入れています。平成24年度は鉄道騒音測定を4件実施しました。

現在、既設在来線鉄道における環境基準等はありませんが、特に大きな騒音や振動が確認された場合には、鉄道事業者に対応を依頼しています。また、横浜市鉄道公害対策連絡会

で、鉄道事業者と連絡・協議を行っています。

(ウ) 集合住宅の防音対策指導

鉄道や高速道路等に近接して集合住宅を建設しようとする事業者への防音対策指導を34件実施しました。

オ 航空機騒音対策

厚木海軍飛行場に近い緑区、瀬谷区及び泉区の3地点で航空機騒音の常時測定を実施しており、この飛行場を離発着する航空機騒音の把握

に努めています。平成24年度は、それぞれ57、59、61WECPNLでした。経年的にはほぼ同レベルで推移しています。

また、市民からの苦情(81件)や通報があった場合には関係局などと相互に連絡し合いながら、市域上空を航行する航空機の飛行状況の確認に努めています。なお、市域は環境基準(70WECPNL)の指定地域になっていません。厚木海軍飛行場の航空機騒音については、周辺自治体と連携し、国に対して航空機騒音対策の促進を働きかけています。

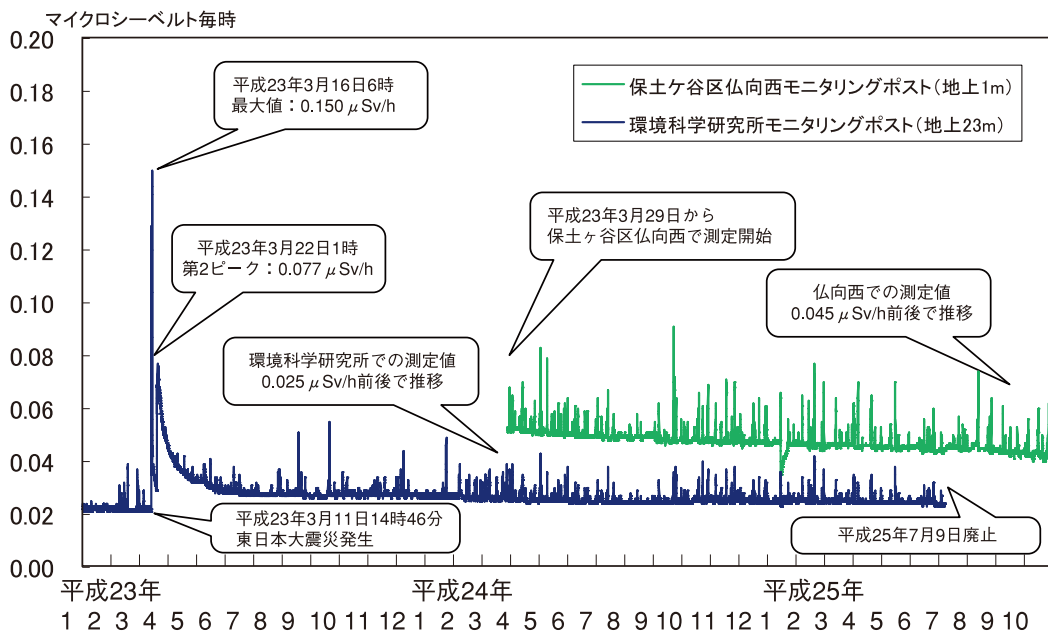
コラム

放射線量の測定について

大気中の放射線量の測定は、昭和58年度から磯子区滝頭の環境科学研究所の屋上に設置したモニタリングポスト(地上23m)において大気中のガンマ線量を測定してきました(平成25年7月9日廃止)。平成24年3月からは、新たに保土ヶ谷区仏向西の市有地にモニタリングポストを設置し、地上1mにおける測定を開始しています。

測定結果については、1時間ごとのデータを本市のホームページにリアルタイムで公表しています。

大気中の空間放射線量率の推移(環境科学研究所及び保土ヶ谷区仏向西モニタリングポスト)



※ モニタリングポストでの測定値Gy(グレイ)の単位を1ナングレイ毎時[nGy/h]=0.001マイクロシーベルト毎時[μSv/h]で換算しています。放射線量率:1時間当たりの放射線量

この他に、横浜市では、平成23年6月1日に「放射線対策部」(平成24年3月からは放射線対策本部)を設置し、子どもの安全を最優先に、空間放射線量の測定、マイクロスポット対策や食品の放射性物質検査を進めるなど、区局横断的に一丸となって各種対応を実施しています。また、各区役所に放射線量測定機器を配置し、市民の皆様への無料貸出も行っていきます。

最新の測定状況等については、ホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/houshasen/>)等でお知らせするとともに、各担当部署や「放射線に関する健康・食品電話相談窓口」で問合せ・相談をお受けしています。

## (6) ヒートアイランド対策の推進

2025（平成 37）年度までの環境目標	
●市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活しています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	
改善指標（～ 2013 年度）	達成指標（～ 2025 年度）
都心部におけるみどりの増加量	ヒートアイランド現象による都心部の温度上昇を抑え、市域の気温格差を少なくする。

2013（平成 25）年度までの取組方針
・都心部におけるヒートアイランド対策の強化やみどりの増加など、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。

## 現状とデータ

※観測結果の詳細については、「ア 定点的な観測」に掲載しています。

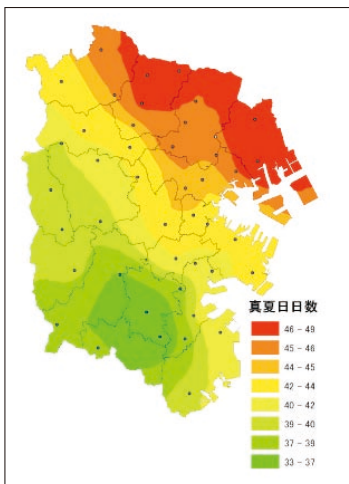


図 25 平成 24 年夏季（7・8月）の真夏日の分布

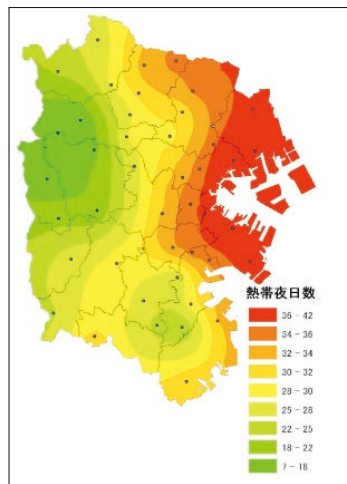


図 26 平成 24 年夏季（7・8月）の熱帯夜の分布

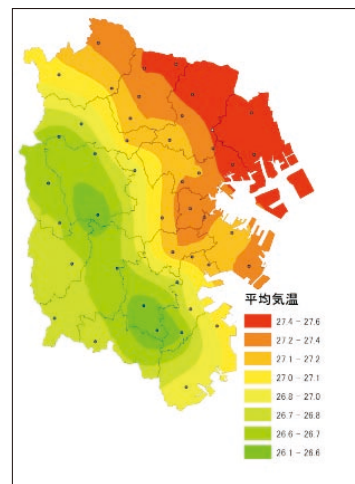


図 27 平成 24 年夏季（7・8月）の平均気温の分布

## 2012（平成 24）年度の主な取組実績と今後の取組予定

### ア 定点的な観測

ヒートアイランドの実態を把握するため、平成 14 年度から市内の小学校の百葉箱を利用して夏季（7、8月）の気温の観測を行っています。

平成 24 年度は、43 地点で観測を実施しました。市内北東部（鶴見区、港北区、都筑区など）では日中が高温となり真夏日日数が多く、横浜港周辺（鶴見区、神奈川区、西区、中区など）では夜間が高温となり熱帯夜日数が多くなる傾向が見られました。また、栄区や金沢区の円海山周辺地区、瀬谷区、旭

区の大池・今井・名瀬地区といった大規模な緑地がある地域では低温となる傾向が見られました。夏季の平均気温は、観測地点間で最大 1.5℃の差がみられました。

平成 25 年度も引き続き、市内 43 地点で測定を実施する予定です。

### イ すず風舗装による道路整備

ヒートアイランド現象の抑制策の一環として、道路局では、平成 15 年度より「すず風舗装整備事業」



として路面温度の上昇を抑制する舗装を実施しています。すず風舗装には保水性舗装と遮熱性舗装の2種類があります。保水性舗装は舗装内部に蓄えた水分が蒸発する時の気化熱により舗装内部の温度上昇を抑制する舗装です。遮熱性舗装は、太陽放射の赤外線を多く反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装です(図28、図29)。

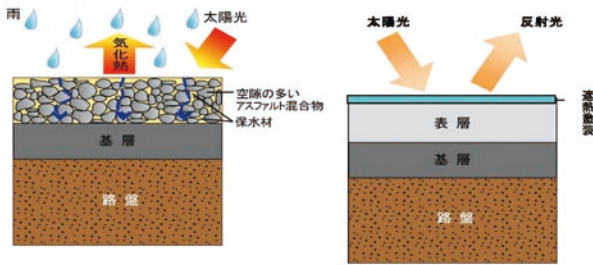


図28 保水性舗装

図29 遮熱性舗装

平成23年度にすず風舗装を施工した路線(保水性舗装1路線)について平成24年8月7日に通常舗装と路面温度の温度差を測定しました。

この結果、2箇所での路面最大低減温度はそれぞれ8.5℃、6.2℃の路面温度低減効果が得られました(表11)。

また、平成24年度には、磯子区(1,273m<sup>2</sup>)と瀬谷区(2,498m<sup>2</sup>)で遮熱性舗装を実施しました。

平成25年度も引き続き、磯子区と瀬谷区で遮熱性舗装を実施する予定です。

表11 平成24年度の路面温度測定結果

区名	場所	路面温度 最大低減量(℃)	舗装種別
港北区	普通部通り (駅付近)	8.5	保水性舗装
港北区	普通部通り (コンビニ前)	6.2	保水性舗装

<すず風舗装による道路整備>

	平成24年度
すず風舗装面積	3,771m <sup>2</sup>

### ウ 普及啓発

商店街等での打ち水イベントを支援するなど、身近な取組が地域の地球温暖化対策につながることを伝え、考えていく視点をもって普及啓発を実践します。

平成24年度は、昨年度に引き続き、打ち水イベントへ打ち水実施前後の温度差を測定できるレーザー温度計を貸し出し、イベント実施の支援を行いました。また、区役所等のヒートアイランド対策に関する啓発事業に対し、サーモカメラの貸出等の技術支援を実施しました。

### エ 研究解明に向けた取組

ヒートアイランド現象の広域的な実態を把握するため、昨年度に引き続き、神奈川県、川崎市との気温観測データの共有を実施しました。また、ヒートアイランド対策に係る技術支援研究として、街区熱環境を考慮したまちづくりの基礎データとして活用するため、河川冷気マップ及びインナーハーバー冷気マップを作成しました。

今後は冷気マップをまちづくりなど市の施策へ活用していきます。また、農地や緑陰におけるヒートアイランド現象の緩和効果を検証する熱環境調査を実施する予定です。

- ◆「都市部におけるエコまちづくりの推進」はP25に、「園庭・校庭の芝生化」はP52に掲載しています。

## コラム

### PM 2.5(微小粒子状物質)の測定結果はリアルタイムに また、高濃度予報の有無もお知らせしています！

本市では平成23年度から大気汚染物質のPM2.5の常時監視を行っており、その月間や年間の測定結果については、本市のホームページにおいて既に公表しておりました。

その後、中国からのPM2.5の飛来により、日本でのPM2.5の濃度に影響が出ているのではないかとの懸念があり、市民の皆様から今現在の汚染状況のお問い合わせを数多くいただくようになりました。

そこで、PM2.5の1時間平均値をリアルタイムに、平成25年2月12日から本市のホームページにおいて公表することとしました。

また、PM2.5が高い濃度になる場合の注意喚起のため、3月9日から、県内自治体で協力し毎朝8時にその日の高濃度予報等の有無をお知らせしています。

#### 1 ホームページURL (PM2.5速報値)

[www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/pm25open/](http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/pm25open/)

※ 横浜市ホームページのトップページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/front/welcome.html>) や、横浜市環境監視センターのホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/>) からアクセスできます。

#### 2 PM2.5の環境基準

- (1) 年平均値が15マイクログラム/立方メートル( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
- (2) 日平均値が35マイクログラム/立方メートル( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )以下であること。

#### 3 PM2.5の測定体制

PM2.5の測定に関しては、平成24年度末までに市内8区に測定機を整備しており、平成25年度内に残り10区に順次整備を進めています。

##### 【平成24年度末までに整備した常時監視測定局】

- ・鶴見区潮田交流プラザ測定局 (一般環境大気測定局: 以下「一般局」)
- ・泉区総合庁舎測定局 (一般局)
- ・青葉区青葉台測定局 (自動車排ガス測定局: 以下「自排局」)
- ・磯子区総合庁舎測定局 (一般局)
- ・西区浅間下交差点測定局 (自排局)
- ・戸塚区矢沢交差点測定局 (自排局)
- ・旭区鶴ヶ峯小学校測定局 (一般局)
- ・都筑区総合庁舎測定局 (一般局)

##### 【平成25年11月1日までに整備した常時監視測定局】

- ・金沢区長浜測定局 (一般局)
- ・中区本牧測定局 (一般局)
- ・港南区野庭中学校測定局 (一般局)
- ・南区横浜商業高校測定局 (一般局)
- ・栄区上郷小学校測定局 (一般局)
- ・緑区三保小学校測定局 (一般局)